

令和5年第1回定例会
新冠町議会会議録
第2日（令和5年3月9日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 執行方針（町長・教育長） |
| 第 3 議案第17号 | 令和5年度新冠町一般会計予算 |
| 第 4 議案第18号 | 令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計予算 |
| 第 5 議案第19号 | 令和5年度新冠町下水道事業特別会計予算 |
| 第 6 議案第20号 | 令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算 |
| 第 7 議案第21号 | 令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 8 議案第22号 | 令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算 |
| 第 9 議案第23号 | 令和5年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算 |
| 第10 会議案第1号 | 特別委員会の設置について（令和5年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会） |

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 武田修一君 | 2番 中川信幸君 |
| 3番 秋山三津男君 | 4番 氏家良美君 |
| 5番 但野裕之君 | 6番 竹中進一君 |
| 7番 長浜謙太郎君 | 8番 酒井益幸君 |
| 9番 須崎栄子君 | 10番 芳住革二君 |
| 11番 堤俊昭君 | 12番 荒木正光君 |

◎欠席議員（0名）

◎途中退席議員（1名）

- 11番 堤俊昭君

◎出席説明員

町	長	鳴	海	修	司	君
副	町長	山	本	政	嗣	君
教	育	奥	村	尚	久	君
総	務課	佐	藤	正	秀	君
企	画課	佐	渡	健	能	君
町	民生活課	谷	藤		聡	君
保	健福祉課	鷹	背		寧	君
産	業課	島	田	和	義	君
建	設水道課	関	口	英	一	君
建	設水道課	寺	西		訓	君
農	業委員会事務局	山	谷		貴	君
会	計管理者兼税務課	今	村		力	君
診	療所事務	杉	山	結	城	君
特	別養護老人ホーム	竹	内		修	君
町	有牧野所	工	藤		匡	君
管	理課	湊		昌	行	君
社	会教育課	新	宮	信	幸	君
総	務課総括主幹	小	林	和	彦	君
企	画課総括主幹	下	川	広	司	君
町	民生活課総括主幹	三	宅	正	俊	君
保	健福祉課総括主幹	八	木	真	樹	君
産	業課総括主幹	曾	我	和	久	君
建	設水道課総括主幹	磯	野	貴	弘	君
管	理課総括主幹	伊	藤	美	幸	君
管	理課総括主幹	楫	川	聡	明	君
社	会教育課総括主幹	佐々	木		京	君
社	会教育課総括主幹	坂	元	一	馬	君

◎議会事務局

議	会事務局	田	村	一	晃	君
議	会事務局総括主幹	三	宅	範	正	君

(午前 9時59分 開議)

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和5年第1回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告致します。
本日の議事日程は、御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、須崎栄子議員、10番、芳住革二議員を指名いたします。

◎日程第2 行政執行方針

○議長（荒木正光君） 日程第2、行政執行方針を行います。
初めに、町長より行政執行方針を述べたい旨の申し出がありますので、これを許します。
鳴海町長。
○町長（鳴海修司君） 令和5年第1回定例会の開会にあたり、新年度の町政執行に関する基本方針と施策の概要を申し上げます。

私は、町民の皆さまからの負託により町政をお預かりさせていただき、2期目の2年が過ぎようとしております。これまでの間、依然として私たちの暮らしに影響を及ぼしている、新型コロナウイルス感染症への対応は4年目を迎えております。さらに、ロシアによるウクライナ侵攻を発端とした原油価格や原材料価格の上昇による物価高騰は、私たちの生活を益々、厳しいものとしております。このような状況の中、政府は本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の分類を現在の2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行する方針を決定しました。これから我々は、新型コロナウイルスとの共存を前提とした誰も経験したことのない時代を迎えます。今後にありましても、町民と議会そして行政が一つとなり、将来を見据えた持続可能な新冠町を作り上げていく所存ですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最初に、町政運営に臨む基本姿勢について申し上げます。第6次新冠町総合計画における、まちづくりの将来像である思いやりと笑顔あふれるレコードなまち新冠の実現を目指し、私の町政運営の基本姿勢である町民の声が活かされる町政、分かりやすく公平公正な町政、町民と行政との協働のまちづくりを常に念頭に置きながら、町政運営に取り組んで参りたいと存じます。なお、各分野の具体的な施策については主要施策の推進の中で述べさせていただきます。

続いて、令和5年度の予算編成について、概要を申し上げます。令和5年度の予算編成にあたりましては、財政健全化を念頭に、事務事業における改善改革、あるいは緊急性や重要度を主眼に置き、町政運営を持続可能なものとするため、限られた財源を重点的かつ効果的に配分することを基本として編成作業を実施いたしました。歳入予算案の概要ですが、自主財源である町税につきましては、法人町民税、固定資産税及び入湯税については増収を見込んでおりますが、他の税目におきましては、減収を見込み、町税全体では、前年度当初予算対比0.7%の減収を見込んでおります。また、最も大きな割合を占める地方交付税のうち、普通交付税については、国が示した令和5年度の地方財政計画や、近年の交付実績を考慮し、前年度当初予算対比0.4%増の25億3800万円を見込んでおります。歳出予算案の概要ですが、本年度は、前年度当初予算と対比し2.3%の減となっております。観光、教育、住民福祉に関する新規事業のほか、投資的事業においては、緊急度や優先度の高い事業について重点的に予算計上しております。令和5年度の一般会計予算案の総額は52億2400万円を見込みました。また、6つの特別会計の予算総額は21億8266万円となり、一般会計を含めた令和5年度当初予算案の総額は、前年度対比1.7%減の74億666万円を見込んでおります。

次に主な施策の推進について、概要を申し上げます。

1つ目は健康で安心して暮らせるまちづくりについてです。

はじめに、地域福祉の充実についてです。誰もががっとなり、共に支え合い、安心して暮らせる福祉の街に新冠を新冠町地域福祉計画の基本理念としており、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度によるサービスだけではなく、地域に住む方々が支え手であり、受け手であり、地域住民みんなが支え合って共に生きる地域共生社会を構築していくことが必要とされております。そのため、保健、福祉、介護、医療等さまざまな分野や新冠町社会福祉協議会と連携し、地域生活、健康課題に対する支援やサービスの提供を通じて、町民同士が互いに支え合う地域福祉活動を推進して参ります。急速に進行する少子高齢化社会の中で、わがまちに暮らすことに幸せと誇りを感じ、それを共有することは、まちの発展にとって大切な要素であります。新冠町で婚姻届を提出し、新たな生活をスタートする新婚夫婦を祝福し、末永く幸せな家庭を築いてもらうため結婚記念品として、新冠温泉の入浴券とペアフルコースお食事券を贈呈する事業は、人生の節目の思い出と地域の観光施設を知る機会として好評を得ていることから、気持ちの通う住民サービスとしてこれからも継続して参ります。

次に児童福祉の充実につきましては、地域の子育て支援の拡充や、質の向上を高めるため子ども子育て支援新制度に基づき、当町においても新冠町子ども子育て支援事業計画を令和2年3月に策定いたしました。この計画は、法改正や、さまざまな子育てを取り巻く社会情勢の変化にあわせた教育、保育等、子育て世代のニーズに応える内容となっており、今後においても、この計画に沿って、安心して子育てできるまちづくりを目指して参ります。また、少子化対策及び子育て家庭への経済支援を図るため、本来、国が先導して行う

べき事業であるとの考えを持ちつつ、町の独自事業としてこれまで、子ども誕生祝金交付事業を実施して参りましたが、このたび国が新たな事業として相談支援と経済支援を関連付けた、出産子育て応援交付金事業を創設し、当町でも本制度を活用して令和5年1月から事業を開始したことから、町単独事業として一定の役目は果たしたものと判断し、令和4年度をもって廃止することといたしました。今後は、国の新事業を通じて支援の充実を図るとともに、国は、異次元の少子化対策の具現化を示していますので、国の支援策の内容を注視しつつ、町独自の新たな支援策の必要性についても検討して参ります。また、児童虐待の発生予防や発生時の迅速な対応を図るため、平成28年児童福祉法の改正において、子ども家庭総合支援拠点の設置が求められており、本町における児童福祉の課題等を踏まえ、設置に向けて検討して参ります。

次に、高齢者福祉につきましては、高齢者ができる限り介護を必要とせず、自立した生活を送るため要介護者等を除く65歳以上の全ての高齢者を対象としたアンケートにより介護予備軍を把握し、介護予防及び健康寿命の延伸につながる各種事業を展開し、心身ともに健康で充実した高齢期を過ごせるよう、地域包括支援センターが中心となり、引き続き環境整備を行って参ります。

次に、町民の皆さんの健康の維持増進についてです。特定健診の受診結果より、メタボリック症候群及び予備軍と診断された方を対象に実施する、からだリセット講座の普及啓発に努めて参ります。また、若年期より健康に関する意識付けを行うため、学童期へ向けた食育推進事業に取り組みます。特定健診及び各種がん検診事業につきましては、平成30年度から検診負担の無料化を実施し、特定健診の受診対象者を40歳から30歳に引き下げての若年健診を実施するなど、事業の改善や充実を図り、早期発見、早期介入に努めます。妊娠、出産、育児を支援する子育て世代包括支援センターにおきましては、妊娠期から出産、育児期にかけての情報提供や養育支援など、親御さんに寄り添った支援を継続して参ります。

次に、障がい者福祉につきましては、障害者総合支援法に基づく、介護、訓練等の障害福祉サービスや移動支援並びに日中一時支援や日常生活用具給付等の各種地域生活支援事業をはじめ、地域における相談支援の中核的な役割を担う障害者基幹相談支援センターを町に設置し、業務の一部を社会福祉法人新冠ほくと園が運営する、相談室かけるへ委託し、障がい者の日常生活及び就業に係る相談支援に努めて参ります。また、心身の発達に心配や遅れ、つまづき等のある子どもとその家族を支援する、新冠町子ども発達支援センターあおぞらの活動につきましては、職員の専門性の向上に努め、道や関係機関からの支援も受けながら多様な事例に対応してゆく体制を維持して参ります。

次に、国民健康保険につきましては、平成30年度から北海道が主体となり財政運営を行っており、医療費を北海道全体で賄う仕組みに変わったところでございます。北海道が策定する国保運営方針において、令和12年度を目途に税の賦課方式や保険料率の統一を掲げており、当町におきましても統一へ向けスムーズな移行ができるよう作業を進めて参

ります。

次に、医療の充実につきましては、国保診療所が一人でも多くの町民の皆さんのかかりつけ医療機関として、ご利用して頂けるよう職員一同が引き続き努力を続けるとともに、安心安全を大切に作る町づくりの一環として、その必要性が強く認められるよう、存在意義のある医療機関を今後も目指しながら、診療所運営を進めて参ります。また、町民ニーズにあった専門外来の充実強化や出張応援医師の協力を得ながら休日夜間の急患受入れ体制を出来る限り維持継続するとともに、診療所運営に係る一般会計繰入金の抑制努力を続けて参ります。一方、これまで同様に町民の皆さんへ地域医療を提供するためには、施設の老朽化が著しい国保診療所を移転改築することが必要であると判断し、現在、改築に係る諸準備を取り進めておりますので、逐次、進捗状況等について周知して参ります。今後一層、皆さんから信頼される地域に根づいた医療機関として国保診療所の体制づくりに鋭意努力を続け、町民の健康の保持と医療の安全安心を確保して参ります。

次にアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現についてです。昨年9月、国の、アイヌ政策推進交付金を活用し、アイヌ文化の伝統継承と地域住民との交流活動等を目的としたポロシリ生活館が完成いたしました。今後は、本施設を拠点として、アイヌ文化に対する意識の醸成と保存や伝承の推進、或いは町民の生活文化の向上や社会福祉の増進に努めて参ります。また、交付金を活用してアイヌ無縁納骨堂の遺骨を土に帰す事業を合葬墓整備と併せて実施いたします。この交付金は、アイヌ文化の継承と伝承活動のための様々な事業展開が可能となっていることから、引き続き新冠アイヌ協会と協議を重ねながら、施策の推進を図って参ります。

二つ目は潤いある環境を創出するまちづくりについてです。

はじめに地球温暖化対策についてです。二酸化炭素排出削減による地球温暖化の抑制に貢献する取組みについては、町有施設や街路灯等のLED化を計画的に進めてきたことで消費電力量の削減が行われ、一定の効果を上げることができました。今後は、改めて公共施設におけるLED化の状況を確認し、細部の取組みを進めることで更なる推進に努めて行くこととします。また脱炭素を目的とするゼロカーボンの取組みは、二酸化炭素排出削減だけでなく、二酸化炭素の吸収と再生エネルギー生産の推進です。国が進めるゼロカーボン推進政策の下、全国の市町村は、これに係る計画の策定を求められており、当町も推進計画を策定することとしています。現在は、ゼロカーボンの取組みの具体化に向けた計画策定に着手し、実行性ある計画の樹立に向け、取組みを進めているところであり、地球環境の持続可能性をまちづくりの中でしっかりと意識しながら、今後も取組みを進めて参ります。

次に環境衛生の向上についてであります。ごみ処理リサイクルの推進について、平成15年度からごみの減量化と資源ごみの分別収集に取り組んで参りました。今後においても、ごみの減量化と資源保護の観点から、分別方法の周知徹底と、リサイクル活動の一層の推進に努めて参ります。また、日高中部衛生施設組合において日高中部環境センターの長寿

命化方針を決定したことから、構成町である新ひだか町とともに、令和8年度の完成に向け事業を進めて参ります。平成13年度から実施している新冠町合併処理浄化槽設置整備事業を、本年度も定住移住促進制度の対象分も含め継続し、生活雑排水による環境汚染を防止し、生活の質や公衆衛生の向上のため、合併処理浄化槽の設置に対する助成を行なって参ります。また、近年増加している空き家について、老朽化により周囲に影響がある場合など一定の基準により、所有者に対して除却費用の一部を助成する危険空き家等除却補助事業を実施し、生活環境の保全と跡地の有効活用を促進して参ります。火葬場墓地につきましては、これまでも適切な維持管理を行ってきたところであり、今後においても、穏やかにお参りができる環境を整えて参ります。また、これまで検討を進めて参りました合葬墓について、整備方針がまとまりましたので令和5年度に判官館霊園内に建立し運営を図って参ります。

三つめは、快適で暮らしやすいまちづくりについてです。

はじめに、公営住宅の整備についてです。本年度も国の交付金事業を活用したひがつら団地外部改修工事及び新冠町住宅リフォーム助成金交付事業を継続して参ります。

次に、水道事業につきましては、道営事業の活用により、太陽地区道営水利施設等保全高度化事業が継続されることとなっております。一方、下水道事業につきましては、交付金事業を活用し、マンホールポンプ所などの機械・電気設備の更新工事を中心に、継続して参ります。併せて、国が人口3万人未満の市町村に対して求めている、上下水道事業の公営企業会計への移行に関しましては、令和6年度から公営企業会計を開始できるよう、移行準備業務を取り進めて参ります。

次に、河川明渠事業につきましては、緊急浚渫推進事業債や緊急自然災害防止対策事業債を活用し、堆積土の除去や立木伐採及び護岸等破損箇所の補修工事を適宜行い、河川明渠施設の予防保全、減災対策などに努めて参ります。

次に、道路事業につきましては、道営事業の活用により、本年度から東泊津大富地区を対象に、改良舗装を目的とした道営農村整備事業が着手されることとなっております。更に、橋梁の長寿化工事に関しても、交付金事業を活用し、修繕工事を中心に継続して参ります。また、昨年8月15日から16日に発生しました大雨災害による復旧事業につきましては、繰越明許費により、早期完成を目指し、本格的に災害復旧工事を取り進めて参ります。

次に、情報通信基盤整備につきましては、町は、これまで情報通信による高度情報化社会における地域格差の解消に向けた取組みを進め、令和2年度において光回線の町内全域敷設を終えています。敷設後の光回線接続世帯は、随時広がり続け、今後も普及の歩みは続くものと考えています。また第5世代移動通信システムの活用に向けた民間の取組みが町内で始まる等、各方面における活用が今後進んで行くものと考え、情報通信技術の開発が当町の産業振興にむすびつくことを願ってやみません。更には、人口減少社会における情報通信技術とデジタル化は生活の中で活用機会と役割がますます増えて行くものと考え

えますので、行政サービスの中においても活用の手法について検討を繰り返していく所存です。

次に地域公共交通の確保についてです。JR日高線が廃止となり、全面バス転換による交通体系となった今、バス交通による公共交通の維持が日高管内7町の命題となっています。しかしながら、人口減少、少子高齢化という社会情勢、そしてコロナ禍においてバスによる公共交通環境の普遍的持続も盤石とは言えないものと考えています。これまで管内7町は、関係機関と協議会を構成し、公共交通の利便性向上とサービスの持続性を目指し、議論を重ねてきましたが、今後においては、将来社会を見据えた中で、永続する交通体系の確立を目指し、議論を深めて行くことになるかと認識しています。また町内交通体系に目を向けますと、誰もが安心して出かけられる交通体系を確保することがまちづくりにおいて重要であり、地域の足として定着している西新冠地区における自宅送迎型デマンドバス、並びに生活の足として利用されているコミュニティバスメロディー号の運行については、今後においても利便性の向上と安全性の確保に努めて行く所存です。

四つ目は、安全で安心して暮らせるまちづくりについてです。近年、全国各地で災害が激甚化、頻発化しており、災害から命と暮らしを守るためには、ハード面とソフト面の対策を組み合わせた総合的な防災減災対策に取り組む必要があります。北海道が公表した日本海溝千島海溝沿いの巨大地震の被害想定では、当町の死亡者は最大で2600人と人口の50%に及ぶとされました。津波被害から町民の生命を守るため、津波対策については、津波避難タワーや避難施設の整備などハード面での津波避難対策を促進するとともに、ソフト面においては、日本海溝千島海溝沿いの巨大地震による大津波発生を想定した防災避難訓練の実施により、町民の方の早期避難の意識付けをさらに促進して参ります。さらに、近年、激甚化する大雨、土砂災害に対しても、町民の早期避難を促すことが可能となるよう危機管理体制の構築を進めて参ります。津波や大雨、土砂災害などの自然災害に対し災害による犠牲者をひとりもださないという意味を持ち、町民の皆さんと共に災害に強いまちづくりに向けた取り組みを進めて参りたいと存じます。

次に交通安全についてです。交通事故の防止には、一人ひとりが人命の尊さを認識し、日常生活を通じて自主的に交通安全に取り組む必要がありますが、そのためには、交通安全意識の高揚を図ることが必要です。今年度も新冠町交通安全推進委員会と連携し、交通安全指導員への活動支援や啓発活動、道路交通環境整備など、総合的な交通安全対策に努めて参ります。さらに、町民生活の安全の確保、地域の安全の確保に向け、新冠町防犯協会や関係機関と連携を図り住みよい町づくりを目指して参ります。

五つ目は、力強く安定した産業づくりについてです。

はじめに、農業の振興についてです。新冠町の基幹産業であります農業の生産基盤の確立、安定した農業経営と持続的な発展をめざし、第7次新冠町農業振興計画に定める基本方針のもと各生産分野における諸課題の解決に向け、農業団体や関係機関、各生産振興会の協力をいただきながら各種施策に取り組んで参ります。新規就農対策では、当町での新

規就農を目指し、農業支援員として経験を積まれているご夫婦1組が2年目の研修を迎えます。農作業への理解と知識を高め、専門的な営農技術を習得できるよう研修内容の充実に努めますとともに、引き続き就農希望者の確保に取り組んで参ります。また、就農開始から経験の浅い新規就農者に対しましては、関係団体等によるサポート体制を強化し、早期の経営安定に向けた支援を図って参ります。後継者対策では、農業後継者親元就農奨励金や農業機械免許資格取得費用に対する助成制度のPRに努め、一人でも多くの後継者に親元就農をしていただき、経営継承に繋がるよう支援して参ります。水稲稲作部門におきましては、水田営農と畑作を中心とする国の経営所得安定対策事業の制度見直しに伴い、水田の畑地化が促進されておりますので、安定的な農産物の生産に向け、制度の周知と円滑な推進に努めます。また、施設園芸作物では農作物の効率的な生育管理と省力化を図られる自動換気設備の設置を推進し、生産面積の維持拡大に向けて取り組んで参ります。軽種馬振興については、歩様動画をメインとする売り馬情報システムの運用やコンサイナー費用に対する支援を継続し、新冠産馬の販売向上に繋げて参ります。また、ホッカイドウ競馬を含む地方競馬の売上向上対策として協賛レースの実施を通じ、競馬事業の振興に努めて参ります。酪農振興については、良質な生乳の生産や、ゆとり豊かさを持った酪農経営のために乳牛検定組合や酪農ヘルパー組合の運営支援を継続するとともに、町有牧野での預託事業を通じ、生産現場における自給飼料や労働力不足の解消を図り、放牧管理を介した家畜の健康増進に努めます。肉用牛振興につきましては、繁殖素牛の導入支援及び町有牛を活用した受精卵提供事業を継続し、安定した繁殖基盤の構築に努めて参ります。町有牧野の運営にあたりましては、令和元年度のヨーネ病患畜牛の発生から約5年が経過いたしますことから、過去の患畜牛を分析し発生リスクの高い繁殖牛6頭について廃用処分を進めるとともに、抜本的な清浄化対策について具体化する時期であると考え、関係機関との指導を仰ぎながら検討を進める考えでございます。加えて、昨年から導入したドローンを活用し、電気牧柵の点検や牛追い・草地管理を行い、先進的なスマート酪農の実証実験を進めるとともに、預託牛管理を適切に行うことにより、信頼される牧野事業の推進を図って参ります。家畜防疫については、家畜自衛防疫組合など関係機関と連携し、家畜伝染病の発生予防に努め、引き続き予防注射や伝染病検査を支援するとともに、農場周辺での消毒の徹底や関係者以外の立入制限など飼養衛生管理の啓発に努めて参ります。毎年度、エゾシカやアライグマなどの有害鳥獣により多大な被害を受けております農作物被害については、駆除対策や電気柵など被害防止対策の効果もあり、平成22年度のピーク時から大幅に減少はいたしました。近年は再び増加傾向にございますので関係団体等の協力を頂きながら駆除対策に取り組んで参ります。

次に林業の振興についてです。安全な国土の形成や水源の涵養、地球温暖化の防止、快適な生活環境の創出など、森林が持つ多面的な効果については、町民一人ひとりが広く恩恵を受けるものでございます。町が管理をする町有林のうち人工林の多くが成熟し、本格的な利用期を迎えておりますので、本年度も森林経営計画に基づき伐期を迎えている岩清

水、古岸地区の皆伐約17haのほか、植林や下刈り、間伐など森林資源の適切な管理を推進して参ります。また、新たな森林経営管理制度のもと令和元年度から交付されている森林環境譲与税につきましては、私有林の管理作業のほか、林道や治山施設の維持に要する一般財源として利用し、民有林の持続的発展に努めて参ります。

次に水産業の振興についてです。水産業は環境の変化を最も受けやすい産業であり、気象や海水温、海流などの細かな変化が漁獲量へ著しい影響を及ぼします。沿岸漁業を主体とする当町にとりましては、限られた資源と漁場を有効に活用し、資源の回復や生産増大に向けた取り組みを継続的に行うことが肝要です。令和3年9月に発生した赤潮被害につきましては、発生から1年以上が経過し、被害額の精査が徐々に進んできましたが、未だ全容の解明には至っておりません。引き続きタコ、ツブを対象魚種とする資源量調査に取組み、漁場の回復状況の把握に努めて参ります。北海道や関係団体等との連携により実施をしているタコ産卵礁設置事業やマツカワの稚魚放流事業、ホッキ最小貝の放流事業につきましても継続的に実施し、資源の育成、管理に努めて参ります。また、観光振興に目を向けますと、新型コロナウイルス感染症に対する対応レベルが緩和されつつある中、人々の移動が活発化し、コロナ前の人的移動に戻りつつあることに伴い、当町を訪れる観光客も増加傾向にあり、今後コロナ前の賑わいに戻ることを期待してやみません。コロナ禍によって新たな出発の事業効果を発揮しきれずにいたホロシリ乗馬クラブ、新冠温泉については、施設魅力を一層発揮し、当町の観光施設として、より大きな役割を担っていただきたいと考える次第です。観光客の増加が見込まれる環境下にあります。町民生活基盤整備事業との調整、そして長期的な観光施策の見地から、私は道の駅リニューアル事業の推進について一旦立ち止まり、今後時間をかけ各方面の意見を聞くなど、十分な協議を重ねることとしました。多くの町民が期待を寄せていた道の駅リニューアル事業ですが、他施策との同時進行を回避し、より優れた運営と施設の実現を目指すための決断であることをご理解いただきたいと思います。

商工業の振興についてですが、小売店を中心とした商工業の経済活動は、人々の働く場の提供と日用品を中心とした生活必需品の購買機会を確保するという生活に欠かせない事業活動です。そのためには携わる事業者の経営安定化を図ることが大切であり、商工会の役割が重要となります。このため町は商工会が行う経営改善事業や起業活動への取組み事業を支援することで商工業振興を図って参ります。

六つ目は郷土を愛し生きる力を育む人づくりについてです。

はじめに、教育行政につきましては、教育に関する総合的な施策である新冠町教育大綱に基づき、総合教育会議を通じて教育委員会と政策の方向性を共有し、教育の推進を図って参ります。また、令和6年4月1日の小学校統合に向けまして、教育委員会と連携を図り、準備への支援や援助に努め、子供の目線に立ち、学校統合をして良かったと言える統合の実現に尽力して参ります。

次に、幼小中教育の充実についてです。認定こども園ドレミにおいては、安全安心に配

慮しながら、教育、保育環境の整備を推進するとともに、幼小中の連携や接続を意識した教育、保育活動の充実と家庭地域と連携した、こども園運営を支援して参ります。小中学校においては、学習指導要領に対応した授業づくりを進めるために、ICTを活用した学習活動の充実と施設環境整備を推進して参ります。また、引き続き町費負担教諭2名を小学校に配置し、学級数維持や授業改善への取組を進め、学校経営の充実を支援して参ります。

次に、生涯教育の充実についてです。町民の皆さんが、生涯にわたり自主的な学びや活動により、心身ともに健康で充実した生活を送ることができるよう、様々な学習や体験の機会を提供するとともに、人と人との交流を促すことで地域の活性化に繋げて参ります。引き続き、町民憲章と心の回復や思い出の意味を持つREの精神を意識しながら、町づくりの拠点施設であるレコード館を中心に、また、昨年整備しましたアイヌ文化の伝承施設でありますポロシリ生活館も活用しながら、各種社会教育事業を通じて、郷土を愛する人づくりを推進して参ります。

最後に、自立したまちづくりについてです。まちづくりの推進には、町民の皆さんと互いの立場を尊重し、信頼し、協働して行うことが大切です。そのためには、町民の皆さんの意見をお聴きし、政策、方針の立案に当たっての参考とさせていただく機会は大切な事であると考えています。町はこれまで町政懇談会の実施によってご意見をお聴きし、政策への反映と情報の公開を行ってきました。また自治会単位の開催に捉われることなく社会教育団体及び子育て世代等との懇談会を実施することで広範な意見の聴き取りを行うという新たな取組みを昨年引き続き実施したところです。今後においても、さまざまな手法を取り入れながら町民の声に触れる機会の創出について取組みを進めて参ります。社会全体を覆う人口減少少子高齢化の進行は、当町においても例外ではありません。町は、定住移住政策の推進のほか医療、福祉、教育、子育てなど幅広い分野において人口の確保につながる施策の展開を行っていますが、今後もより一層の推進を図ると同時に、築50年を超える国保診療所をはじめ、多くの公共施設が築後30年を経過しており、順次、更新等が求められることに加え、人口減少に伴う地方交付税の減少など、今後、さらに厳しい財政状況が予想されるなか、将来にわたって持続可能な町づくりを展開するためには、健全な財政の確立が何より重要であります。このため、令和4年度において、財政推計を実施し、当町の財政状況及び令和14年度までの財政見通しを明らかにし、効果的な行財政運営の構築と持続可能な財政基盤の確立を図るため新冠町財政計画を作成し、町民の皆さまへお示ししたところであります。今後、収支改善のための具体的な方針を具現化するための実行計画行財政改革アクションプランを策定し、具体的な取組みを行って参ります。今後も限られた財源で町民の皆さまの視点に立った、効率的かつ質の高い行政サービスを提供すべく関係者皆様のご理解とご協力を得ながら、行財政改革を取り進め、新たなまちづくりを進めて参ります。

以上、令和5年度の町政執行に臨むにあたっての、私の所信と主な施策について述べさ

せていただきました。新型コロナウイルス感染症や物価高騰が地域経済や町民生活に影響を与えている中、人口減少、高齢化社会の到来、激甚化する自然災害など乗り越えるべき多くの課題がありますが、思いやりと笑顔あふれる新冠の実現に向け、まい進して参る所存です。

最後になりましたが、議員各位をはじめ、町民の皆さまにおかれましては、町政運営により一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 町長の行政執行方針が終わりました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時04分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に教育行政執行方針を行います。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 令和5年第1回定例会の開会にあたり、令和5年度教育行政執行方針を申し上げます。3年に及ぶ新型コロナウイルス感染症の流行をはじめとする社会の急激な変化や子どもを取り巻く環境が多様化・複雑化する中にあります。学校教育には、学習指導要領の理念である生きる力を育むこと、子どもたちが自ら未来を切り開き、自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者として尊重し合い、協働しながら、様々な社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手を育成することが求められています。加えて新型コロナウイルス感染症がまだまだ収まらず、教育活動も大きな影響を及ぼしていますが、感染症対策を講じ、より工夫をしながら教育活動の充実を図るべく実施してきたところであります。子どもたち一人一人がもつ夢の実現に向かい、未来を切り開く担い手となる子どもたちには、ふるさと新冠の歴史や文化を誇りとし、共に支え合い、逞しく、生き抜く力を身に付けることが必要です。そのためには、新冠町の強みである学校教育と社会教育が一層の連携を図り教育効果を高め、子どもたちを育むことによって、郷土を愛する子どもたちや郷土を担う子どもたちの育成にも繋がると考えています。教育委員会は、引き続き町長との総合教育会議を通して教育に関する思いを共有し、一体感とスピード感をもって課題解決に取り組むとともに、次代を担う子どもたちが、郷土を愛し、逞しく生きぬく力を身に付け、町民の皆さんも心豊かに生きがいを感じられる暮らしができるよう、生涯学習活動を推進し、活力ある地域社会の形成に努めてまいります。

このような考え方に基づく基本姿勢について申し上げます。学校教育では、育成すべき資質、能力を意識した教育活動、主体的、対話的で深い学びの授業改善、GIGAスクール構想により、ICTの環境が整備された一人一台端末を活用した授業実践、家庭でのICTの活用を図りながら、個別最適な学びの充実、協働的な学びの充実、確かな学力の徹

底を図ってまいります。また、児童生徒に必要な資質、能力を育むためには、学校だけではなく家庭、地域、行政の連携した取り組みが必要であり、学校は楽しい、家庭は温かい、地域は明るい実感できる環境づくりも意識してまいりたいと考えます。更に、子どもたちが主体的に物事を判断し行動しながら、解を見出していく生きる力を育むために、小学校から中学校の連続した学びが確かなものとなるよう、それぞれの教育課程の連携、接続を意識した施策の推進に努めてまいります。また、令和6年4月1日には、町内一つの小学校となります。令和5年度は、統合前の最終年度となりますことから、引き続き子どもも保護者も不安なく安心して統合ができますよう統合準備委員会を始め、小学校2校の合同学習、環境整備等の充実を図ってまいります。社会教育では、町民の皆さんが、学びを行動につなげる活動を継続することは、豊かな心を育む、活動の輪を広げ支え合う、地域の良さを知り郷土愛を育むという観点からも重要なことであり、町づくりの大きな力となるとも考えます。このため、激しい社会の変化や新型コロナウイルス感染症禍にあっても、未来へ果敢に挑戦できる人材の育成を中心に、町民の皆さんが、心豊かで健康に学ぶことのできる活動を展開し、その活動が町づくりに活かされるものとなるように引き続き、町民憲章やR e の精神を意識し、特徴ある事業展開に努めてまいります。

続きまして、教育行政執行にあたりましての主要施策について申し上げます。

はじめに、生きる力を育む学校教育の充実についてであります。学校教育においては、誰もが安心できる教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが重要でありますことから、本年度は感染症対策の徹底と工夫による教育活動のさらなる充実、授業改善とICTの活用による個別最適な学び、協働的な学びの充実、学力の向上、小学校統合に向けての計画的な推進、幼小中一貫教育へ向けた準備と実践、合同学習、交流活動の充実の研究4項目を重点として位置づけた上で、次の取り組みを推進してまいります。

1点目は、確かな学力の向上についてであります。小中学校では、児童生徒が様々な社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を身に付けさせるために、学習指導要領の趣旨を踏まえ、一人一台端末をはじめとするICT機器や指導者用・学習者用のデジタル教科書及びデジタル教材を活用し、教育のデジタル化に対応した学習指導などを通して主体的・対話的で深い学びを推進します。また、全国学力学習状況調査や標準学力調査などを通して、児童生徒の学習状況や学力の定着状況を把握・分析し、育てる資質能力を明確にした単元計画と指導課程による、学び方と学びの質を重視した授業改善を図ってまいります。更に、保護者との連携を深め、学年あたり10分の家庭学習の定着化とゲームやスマートフォンなどの適切かつ節度ある利用の徹底など、望ましい学習環境と生活習慣の確立を進めてまいります。また、校内研修や教職員の研修活動を奨励するとともに、教職員の研究活動とも連携し、外国語やALTを活用した授業などを通じ、小中の接続・一貫教育を意識した教育課程の推進に努めてまいります。

2点目は、豊かな心と健やかな体の育成についてであります。児童生徒の健やかな成長においては、自らを律し、共に支え合いながら、善悪を判断する力、命や自然を大切にす

る心、人を思いやる心と健康な体を育成することが大切です。そのため、自らを見つめ、物事を多角的・多面的に捉え、その生き方について考えを深める学習である道徳教育の定着化と充実を図るとともに、豊かな感性や情操を育む読書活動を推進してまいります。また、いじめ・不登校等をはじめとする生徒指導上の課題については、相談体制の強化やスクールカウンセラーを活用し、未然防止や解消のため学校組織全体で迅速な対応にあたり、定期的な情報交流により関係機関との連携体制を図り的確な対応に努めてまいります。加えて、スマートフォン等の普及に伴う、情報モラル教育については、保護者と課題の共有化を図り、ネットモラル指導の徹底に努めてまいります。更に、体力の向上につきましては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果分析をもとに、授業改善による活動の充実と1校1実践の継続的な取組を通じて運動習慣の確立を進めてまいります。また、健康安全教育の観点から、新型コロナウイルス感染症による不安やストレスを抱える児童生徒に寄り添い、正しい知識と対応の充実を図ります。更に、教育課程による食育指導の工夫や危機管理による防災教育の推進にも意を用いてまいります。

3点目は、特色ある教育活動の推進についてであります。学校での教育活動においては、児童生徒の個性を活かすことはもちろん、地域への理解を深め、自身と地域のかかわりや将来像について、学び、考えることが、ふるさとへの誇りや愛情の醸成にも繋がるものと考えます。教育課程では、幼、小、中による縦及び小、小による横の連携や接続を意識した一貫性のある教育活動を継続的に推進し、合同学習などの実践活動を踏まえ充実を図るとともに、総合的な学習の時間を活用したカリキュラムマネジメントの充実と探求学習の実践を進めてまいります。また、学校運営協議会の活動を通じ、家庭や地域が学校運営の基本方針や活動計画を共有した上で、その機能を通じ、地域社会、地域資源を活用した新冠町ならではの特色ある教育活動を推進してまいります。更に、学校の教育活動を中心とした主権者教育の観点から、中学生と町長との懇談会を継続開催し、町づくりへの参画意識やふるさと愛を育む取組を推進いたしますとともに、生きた教材である新聞の活用実践を図ってまいります。

4点目は、特別支援教育の充実についてであります。特別支援教育においては、児童生徒一人ひとりの状況に応じた指導内容や指導方法を工夫するとともに、将来を見据えた幼小中の切れ目のない支援を行うことが必要です。このため、個別の指導計画・教育支援計画など情報共有体制の円滑化を継続的に推進し、幼小中における効果的な支援を図ってまいります。また、普通学級における困り感を抱える子どもの増加傾向に鑑み、関係機関との情報共有による早期の教育相談と支援体制の充実による継続的な教育支援を推進するとともに、教職員の研修参加を奨励し、専門知識の向上、共生社会の実現に向けて努めてまいります。

5点目は、信頼される学校づくりの推進についてであります。学校が地域から信頼され、期待に応える教育を実現していくためには、学校・家庭・地域が協働した取り組みを実践していくことが重要です。そのため、学校長の経営ビジョンと具体的な方針を明確化した

上で、地域から認められる教職員の資質・能力と組織力の機能強化を図り、教職員の経営参加意識の高揚に努めるとともに、学校運営協議会の活動を通じ、家庭や地域が学校運営の基本方針や活動計画を共有した上で、積極的に教育活動に参画することで学校改善に繋がるよう協働体制の確立を推進してまいります。加えて、義務教育課程9年間を見据えた系統的・継続的な取組である幼小中一貫教育について、積極的な校種間交流を進め、教職員の研究活動とも連携し、教育現場での実践活動を図ってまいります。また、人材育成の観点から、初任及び中堅教員への、指導主事の授業参観と指導助言活動を強化するとともに、研究指定校事業の活用や各種研修会の参加、公開研究会の積極的取組を促すことで教職員の資質向上と服務規律の保持を図ってまいります。

6点目は、教育環境の整備についてであります。小学校の統合につきまして、昨年度から児童が新しい教育環境の中で、戸惑うことなく夢と希望を持って学校生活をおくることができるよう、保護者・学校・教育委員会で組織する学校統合準備委員会において課題の協議調整を進めております。これまでも、行政報告において申し上げてきましたが、4月からは、教職員の人事異動による新しいスタッフも加えて、10月までには調整を終え、地域・保護者の皆様からご心配をいただいた内容を含め、最後の学校統合にかかる説明会を開催したいと考えております。また、教育計画により小学校間の合同学習をはじめとした交流・連携活動の更なる充実を図るとともに、新冠小学校に乗り入れするスクールバス台数の増加に伴い、校地内における児童の安全確保を第一とした、駐車場の改修を図ってまいります。教職員の働き方改革につきましては、教職員が健康で生き生きとやりがいをもって職務に精励し、教育活動に専念できる環境の整備を進めるため、本年度から本格運用する校務支援システムを活用し、校務事務の負担軽減や効率化を図ります。また、教職員の在校時間を的確に把握し実態を分析・公表するとともに、学校と連携し改善への取組を進めてまいります。朝日小学校の複式教育の改善と新冠小学校の僅少差学級の改善への取組として、これまでどおり町費負担教諭2名を配置し、町全体の教育体制の中で必要な対応を図ってまいります。新型コロナウイルス感染症対策につきまして、感染症法上の位置付け変更方針が示されておりますが、引き続き、国や道教委の動向を踏まえながら、適切な教育環境の確保とICTの活用など、教育活動の更なる充実に努めてまいります。高等学校への通学支援につきまして、新ひだか町の高等学校へバス通学する高校生の通学費用への支援を継続し、高等学校への修学機会の確保を図ってまいります。また、老朽化が進んでおります義務教育施設につきましては、新冠町教育施設個別施設計画を基本に、町の財政状況も考慮しながら、適切な施設整備に努めてまいります。

7点目は、認定こども園の教育、保育の推進についてであります。認定こども園の保育、教育活動は、生涯にわたる学びと人格形成の基礎となる力を育む役割がありますので、就学前までに、身について欲しい力を明確化した実践が重要となります。このため、小学校への接続を意識した幼児教育の充実に向けて、スタートカリキュラムの編成と実践活動を推進し、小学校との連携を深め、情報共有や要支援児の把握と早期対応に努めてまいりま

す。また、保育教諭の専門性を高めるために、計画的な園内・園外研修の充実と関係機関との連携を推進し、幼児の発達を見通した系統的な教育保育活動の質の向上を図るとともに、適正な保育教諭の配置と環境整備の充実に努めてまいります。加えて、安心安全な教育保育を第一に、地域や保護者との繋がりを意識した園運営に心がけてまいりたいと存じます。子育て支援事業につきましては、育児不安等の相談機能の充実による適切な支援が必要となりますことから、保健・福祉行政や学校、発達支援センターなど関係機関と連携を図り、適切な支援体制を整えてまいります。また、子育て支援センターを有するこども園の機能を広範囲に活用いただくため児童館事業との職員交流を継続的に行うなど、専門知識の提供や事業連携を進め、子育て支援事業の充実を図ってまいります。

次にふるさとを愛し、生涯にわたり、学びあい、教えあう学習社会についてであります。社会教育事業においては、継続して町民憲章とふるさと教育に繋がるReの精神を意識し各事業に関連づけながら、まちづくりの中心であるレコード館を拠点とした特徴ある事業を推進してまいります。引き続き、国のガイドライン等に応じた新型コロナウイルスの感染対策を講じながら、町民の学習機会の提供と自主活動を支援する次の施策を展開いたします。

1点目は、レコード館を中心とした社会教育の推進についてであります。レコード館の機能を活用し、町民の文化活動を通じた交流と発表の場を提供し、文化協会や自主企画委員会をはじめとした各団体と連携しながら、文化芸術活動の支援に努めてまいります。コロナ禍により縮小を余儀なくされておりました楽器体験事業については、感染状況に注視しながら対面による事業を再開し、優れた音楽文化に触れる機会であります昭和音楽大学との交流事業音楽体験・交流事業についても引き続き推進してまいります。収集レコードの活用においては、テーマに沿ったレコードジャケットの展示を継続するとともに、町民の皆さんがレコード音楽に触れる機会が増えるようレコードコンサート事業の充実に努めます。レコードミュージアム等の運営については、入場者数の動向を見ながら運営方法の見直しを検討してまいります。老朽化が進んでおります一部の社会教育施設への対応については、教育施設個別施設計画に基づき、朝日小学校跡地の利活用も視野に入れながら検討してまいります。小中学校の教育活動への係わりにつきましては、学社融連携に関するプログラムにより情報共有を行いながら、学校と地域とのつなぎ役としての役割を担うとともに、学校統合に係る学校図書室統合と児童館事業の受入れ対応について積極的に係ってまいります。

2点目は、社会体育の充実についてであります。就学前の児童から成人まで、様々なスポーツの体験によりスポーツを日常生活に取り入れることで、心身両面の健康保持増進に繋げることを目的として実施しております町民スポーツ教室については、スポーツ協会やスポーツ推進委員、また健康を視点とした事業は保健福祉課等、関係団体の協力をいただきながら、年間を通じて展開してまいります。また子どもの体力向上に資する取組として、スポーツ少年団本部との連携により子ども達が様々なスポーツを体験する機会を設け、ス

スポーツ少年団への加入に繋げてまいります。学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の一環として、中学校の休日の部活動を段階的に地域に移行すること等の方針を国が示しておりますことから、当町の対応について関係者による協議会を設置し、検討してまいります。

3点目は、郷土資料館事業の充実についてであります。郷土資料館は、郷土資料をもとにふるさとの自然や歴史、文化を伝承していくことが役割でありますので、郷土文化研究会や地域の方々のご協力もいただきながら、ふるさとを思う心、CORDを再び、REを発見する、ふるさとが大切なことを知るをテーマとしたふるさと、再発見講座を実施し、ふるさとに視点を置いた学習や体験講座の充実に努めてまいります。学校との連携につきましては、学校でのパネル展の開催のほか、新冠百話を活用した授業協力や、新たに当町へ赴任された教員に対する町内視察研修に協力し、ふるさと教育の推進に努めます。昨年、多機能型交流施設ポロシリ生活館が開設され、アイヌ文化を学ぶ施設環境が整ったことを踏まえ、新冠町アイヌ協会や民族文化保存会の協力をいただきながら、アイヌの生活文化や古式舞踊などを身近に触れる機会を創出し、ポロシリ生活館の機能を最大限に活用してまいります。また、1年をかけ制作しておりました、判官館に伝わるアイヌの伝説や遺跡、イチャルパなどの伝統儀式、森林公園内の四季折々の自然風景を収めた映像記録集が完成しましたので併せて活用してまいります。資料の収集と整理保存に関しては、収蔵資料のデジタル化促進と資料の適正な管理に引き続き努めてまいります。

4点目は、図書プラザ事業の充実についてであります。図書プラザは、町民の学習活動と余暇活動を支える上で、大きな役割を担っております。また、乳児期から本に親しめる環境づくりとして、ブックスタート事業を継続するとともに、子育て環境の充実を図るため、びっくり箱による読み聞かせ事業の支援など、子育て中の親子の居場所づくりにも努めてまいります。利用者ニーズに応じた資料提供と図書管理システムの活用によりサービスの充実を図るほか、夜間開館やアニマル号の運行など、利便性を重視した施設運営に引き続き努めてまいります。秋の読書週間等の特別事業や大小様々な企画展示を年間通じて行うことで、図書プラザの利用促進を図るとともに、子どもの読書習慣定着に向けた取組については、読書記録手帳や司書体験事業を継続して行ってまいります。学校図書室へは、司書の専門性を活かして図書室運営全般において連携を図るほか、学校統合に係る協力についても積極的に行ってまいります。

5点目は、青少年教育の充実についてであります。当町の基幹産業と自然を体感する自然産業体験教室につきましては、コロナ禍以降、感染状況により中止する事業も多くございましたが、青少年の豊かな心を育むふるさと教育の一つとして、事業者や関係団体の協力をいただきながら実施に向け取り進めてまいります。少年国内研修交流事業につきましては、渡航前後の健康観察等の感染対策や感染時の対応も想定した上で3年振りに再開することができました。貴重な経験を通じて、広い視野と自主性、協調性を持ったふるさとを愛するリーダーを育成する選抜制の研修事業として、引き続き推進してまいります。次に、町民センターで開設しております児童館クラブ事業につきましては、児童館、放課

後子ども教室、学童保育の3つの機能を兼ねた事業であり、放課後を中心とした児童の活動場所として活用されております。学校統合により、これまで朝日小学校で行っていた放課後の活動も児童館に統合されますことから、児童の安全に留意しながらスムーズに移行できるよう調整を図ってまいります。様々な業種の青年が集まり、子どもを対象に季節に応じた行事を企画するなど、活発に活動されております青年団体活動ではありますが、自主的な活動でまちづくりと青少年の健全育成に貢献されていると高く評価しているところでございます。教育委員会としては、その事業活動の維持向上に向け、積極的な支援と連携を継続してまいります。

6点目は、成人教育の充実についてであります。生涯学習講座やプラスワンセミナーなど、趣味と教養を高めるための多様な学習機会を提供し、町民の充実した生活に繋がるよう取り進めてまいります。子どもが基本的な生活習慣や生活能力を身につける上で重要な役割を果たす家庭教育に関しては、学校やPTAとの連携を図りながら、研修活動への支援を中心に家庭の教育力の向上に努めます。いきいき大学につきましては、楽しみながら知識や教養を身に付ける学習会や見学会のほか、保健福祉課の介護予防教室との連携事業など、趣向を凝らした事業運営に心がけておりますが、新たに年間テーマを定めて事業展開することで、事業の活性化と新規入学者の確保に繋げてまいります。また、女性のまちづくりへの参画を目的として活動しております女性コミュニティ会議につきましても、余暇活動や学習要素のある研修事業に加え、まちづくりの視点に立った自主活動を促進してまいります。

以上、令和5年度の教育行政執行方針について申し上げます。私たちをとりまく環境は、変化の激しい先を見通せない状況に加え、新型コロナウイルス感染症禍において教育活動への影響は避けられない状況であります。私たち教育行政は、その活動の歩みを止めるわけにはいきません。教育は、人づくり。人づくりは、町づくりの基本であるとの認識のもと、このように、大変な時期だからこそ、飛躍のために大きく変われるチャンスでもあることを常に念頭に置き、不易と流行を見定め、将来に向け持続可能な教育環境を展望してまいりますと存じます。教育委員会は、未来を担う子どもたちがしっかりと前を向いて逞しく歩み進めるよう、その成長を支えるとともに、町民の皆さんが、ふるさと新冠を愛し、生涯にわたって豊かな学びと活動を展開できますよう、本年度も職員一丸となって積極的な実践活動に取り組んでまいり所存でありますので、町議会議員の皆さま、並びに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

○議長（荒木正光君） 教育長の教育行政執行方針が終わりました。

◎日程第3 議案第17号

○議長（荒木正光君） 日程第3、議案第17号、令和5年度新冠町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第17号、令和5年度新冠町一般会計予算について提案理由を申し上げます。令和5年度新冠町一般会計の予算は、次に定めるところによるものとします。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億2400万円に定めようとするものです。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものとします。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるものとします。後ほど、説明申し上げます。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によるものとします。後ほど、ご説明申し上げます。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円に定めようとするものです。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものとします。第1号各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内での、これらの経費の各項の間の流用とするものです。

次に、債務負担行為について説明いたしますので、6ページをお開き願います。第2表債務負担行為です。議事録作成支援システム購入費、期間は、令和5年度から令和9年度まで、限度額466万2千円は、現行システムの老朽化に伴う更新です。詳細は、予算説明資料41ページのとおりです。庁舎内ネットワークサーバー購入費、期間は、令和5年度から令和9年度まで、限度額2190万5千円は、現行サーバーの保守期限が平成28年度で終了しているため更新するものです。詳細は、予算説明資料43ページのとおりです。町有牧野トラクター購入費、期間は、令和5年度から令和9年度まで、限度額561万8千円は、導入後45年経過のトラクターが修理不能となったことにより、代替トラクターを中古で購入するものです。これら3件については、備荒資金を活用して購入することとしております。

次に、地方債の説明を行いますので、7ページをお開き願います。第3表、地方債です。今年度の地方債は、合計2億8009万3千円を限度として借入を起こすものです。この内、地方交付税で全額交付措置されます、臨時財政対策債をはじめ、8割が措置される辺地債、7割が措置される過疎債などを精査しますと、実質的な一般財源は、8881万円となります。過疎地域自立促進特別事業、限度額6650万円は、地域医療の確保や高齢者の日常生活支援などに活用しているもので、8ページの過疎ソフト事業に充当しております。温泉施設整備事業限度額2680万円は、宿泊棟本館客室の内装改修等整備工事に係る過疎債です。橋梁長寿命化事業、限度額1080万円は、道路メンテナンス補助金を活用して実施する、節婦小橋等橋梁整備事業に係る過疎債です。地域住宅整備事業、限度額910万円は、社会資本整備総合交付金を活用して実施する、ひがつら団地外部改修事業に係る公営住宅建設事業債です。水利施設等保全高度化事業、限度額4010万は、太

陽及び美宇地区の営農用水施設の整備事業に係る辺地債です。農道保全対策事業、限度額1890万円は、道営事業により実施する町道東泊津線から道道平取静内線の交点までの道路整備に係る辺地債です。小規模治山事業、限度額1910万円は、道の小規模治山補助金を活用して実施する、万世、清水の沢B治山工事及び岩清水、岩清水線、オサナイ線林道維持修繕に係る緊急自然災害防止対策事業債です。農業水利施設等整備事業、限度額1610万円は、明和地区明渠排水柳谷地先排水路整備に係る緊急自然災害防止対策事業債です。道路整備事業、限度額760万円は、大狩部本郷井旗線本郷地先法面補修工事ほか1件に係る、緊急自然災害防止対策事業債です。河川整備事業、限度額2010万円は、元神部川庄野地先河床洗掘防止対策工事ほか8件に係る、緊急自然災害防止対策事業債です。緊急浚渫推進事業、限度額950万円は、比宇川河道内整備工事ほか1件に係る、緊急浚渫推進事業債です。東町避難階段補修事業、限度額420万円は、東町避難階段補修工事に係る、緊急防災減災事業債です。公有林整備事業、限度額1370万円は、町有林森林整備事業に係る、国の予算等貸付債です。臨時財政対策債、限度額1759万3千円は、地方交付税財源の不足額を確保するために、国に代わり町が発行する起債で、普通交付税決定時に同時決定されます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表に記載のとおりとなっております。

次に事項別明細書、歳出より説明いたしますので、38ページをお開き願います。別冊により予算説明資料を配布させて頂いておりますので、説明につきましては、予算区分の目における前年度比の増減理由を中心に行いますので、ご了承ください。なお、職員人件費の措置人数ですが、正職員は令和4年度124人、令和5年度120人で4名減。会計年度任用職員は、令和4年度80人、令和5年度81人で1名増となっております。措置人数には、年度途中の採用予定分を含んでおり、令和5年4月1日における実人数は117人であります。また、各科目における人件費の増減は、人事異動等によるものです。38ページから41ページになります。1款議会費、1項議会費、1目議会費7719万4千円、前年度比128万7千円の減。主な減額は、5月から議員定数1名減により288万2千円。主な増額は、議会配信システム設置業務委託69万1千円、職員人件費90万9千円となっております。42ページから53ページに移ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費4億349万2千円、前年度比3231万5千円の増。職員人件費、一般事務費のほか、庁舎管理、OA機器、システム管理、ふるさと納税返礼品費などを計上しております。主な増額は、職員退職手当組合負担金4704万1千円、ふるさと納税収納業務手数料500万円、新規事業のふるさと納税増収推進業務委託料200万円、光熱水費171万円、燃料費160万円。主な減額は、人件費2452万3千円、職員人間ドック委託料55万6千円、職員研修旅費29万8千円となっております。52ページから55ページに移ります。2目文書広報費、1230万7千円、前年度比645万3千円の増。広報紙発行、続新冠町史発刊事業費などを計上しております。主な増額は、続新冠町史発刊事業に係る業務委託料517万円及び会計年度任用職員1名分の人件費106万7千円

となっております。54ページから59ページに移ります。3目財産管理費3507万3千円、前年度比72万7千円の増。庁舎及び町有建物維持管理、公共施設用土地借上、レコードパーク等維持管理費などを計上しております。主な増額は、公園管理委託料60万9千円となっております。58ページから59ページに移ります。4目町有林造成管理費3472万7千円、前年度比459万7千円の減。町有林管理費を計上しております。主な減額は、町有林整備事業461万4千円となっております。58ページから65ページに移ります。5目企画費5331万8千円、前年度比1591万3千円の減。公共交通確保、定住移住促進、光回線事業費などを計上しております。主な減額は、コロナ交付金で実施したコミュニティバス購入事業1250万9千円及び高度無線環境通信基盤エリア拡大事業526万9千円。主な増額は、コミュニティバス運行业務委託料97万3千円、地域コミュニティ活動支援事業補助金74万2千円、新規事業のリモートワーク・ワーケーション実証試験事業68万7千円となっております。64ページから65ページに移ります。6目公平委員会費2万1千円は、公平委員3名に係る報酬等を計上。64ページから67ページに移ります。7目交通安全対策費206万6千円、前年度比2万1千円の増。交通安全推進委員会補助金等を計上しております。66ページから69ページに移ります。8目諸費1414万2千円、前年度比84万1千円の減。自治会に関する町政事務委託、街路灯補助金などを計上しております。主な減額は、自治会連合会補助金でふるさと祭りに係る短期雇用分91万1千円となっております。68ページから69ページに移ります。9目財政調整基金費202万8千円、前年度比82万5千円の増は、土地売払収入185万円及び基金に係る預金利子17万8千円を計上しております。10目減債基金費403万5千円、前年度比417万6千円の減は、立木売払収入389万5千円及び基金に係る預金利子14万円を計上しております。11目ふるさとづくり基金費9759万9千円、前年度比969万7千円の減は、町有牛売払収入3546万円、町有牛受精卵売払収入90万円、奨学金貸付元金収入902万4千円、ふるさと納税5200万円のほか、基金に係る預金利子21万5千円を計上しております。12目地域振興基金費600万円は、ピーマン選果施設整備事業貸付金収入を計上。13目森林環境譲与税基金費は、積立がなく廃目となっております。70ページから73ページに移ります。2項徴税費、1目税務総務費5993万9千円、前年度比327万2千円の増。職員人件費、一般事務費などを計上しております。主な増額は、再任用職員1名分の人件費364万9千円となっております。72ページから73ページに移ります。2目賦課徴収費463万1千円、前年度比748万9千円の減。税金の収納、システム運用費などを計上しております。主な減額は、地方税共通納税システム業務委託588万4千円、固定資産評価替鑑定委託料150万5千円となっております。74ページから77ページに移ります。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費2429万6千円、前年度比723万4千円の減。職員人件費、戸籍システム利用料、結婚記念品贈呈事業費などを計上しております。主な減額は、住基システム改修業務委託料1100万円、ソフト使用料66万円。主な増額、人件費238

万9千円、戸籍システムクラウド使用料211万2千円となっております。78ページから79ページに移ります。4項選挙費、1目選挙管理委員会費30万5千円、前年度比4千円の減。選挙管理委員会の委員3名分の報酬などを計上しております。2目北海道知事道議議員選挙費551万4千円は、4月9日執行の選挙費を計上しております。80ページから81ページに移ります。3目新冠町議会議員選挙費1103万9千円は、4月23日執行の選挙費を計上しております。参議院議員選挙費は、廃目です。82ページから83ページに移ります。5項統計調査費、1目指定統計調査費32万6千円、前年度比16万9千円の増。学校基本調査ほか4件の調査費を計上しております。主な増額は、漁業センサスで16万6千円となっております。84ページから85ページに移ります。6項監査委員費、1目監査委員費108万6千円、前年度比10万8千円の増。監査委員2名の報酬などを計上しております。主な増額は、報酬改定分の9万円となっております。

○議長（荒木正光君） 総務課長一旦中断してください。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午前12時54分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中に引き続き、議案第17号、令和5年度新冠町一般会計予算を議題といたします。提案理由の説明求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 引き続き86ページから99ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費5億2835万6千円、前年度比7151万4千円の減。職員人件費、重度心身障害者、子どもひとり親家庭等医療給付費、障害者自立支援、子ども発達支援センター、アイヌ協会運営補助金などを計上しております。主な減額は、新冠町アイヌ政策推進事業7670万円、介護給付890万6千円、福祉医療サーバー購入320万7千円、子ども発達支援センター委託186万5千円、地域活動支援センター委託108万円。主な増額は、更生医療給付1026万6千円、障害児通所給付371万円、自治会連合会等担当再任用職員人件費439万5千円、高齢者事業団会計年度任用職員284万2千円、相談支援充実強化委託220万円となっております。98ページから103ページに移ります。2目老人福祉費2億1513万7千円、前年度比2352万3千円の増。ふれあい夕食、移送サービス、高齢者等生活援助、日高中部広域連合負担金などを計上しております。主な増額は、介護サービス特別会計繰出金1758万6千円、日高中部広域連合負担金239万5千円、ふれあい夕食委託228万円、高齢者等生活援助委託133万8千円。主な減額は、緊急通報システム購入債務負担分94万5千円、コロナ交付金で実施した介護資格取得助成50万円となっております。102ページから10

3ページに移ります。3目後期高齢者医療費1億1505万4千円、前年度比1205万9千円の増。主な増額は、療養給付費負担金1285万円となっております。102ページから109ページになります。4目地域包括支援センター費4283万8千円、前年度比411万4千円の増。職員人件費、介護予防ケアマネジメント、認知症総合支援、生活支援体制整備事業費などを計上しております。主な増額は、人件費216万1千円、公用車購入費134万2千円、生活支援体制整備事業委託料68万6千円となっております。108ページから111ページに移ります。5目老人福祉施設費3558万7千円、前年度比197万円の増。老人憩いの家、高齢者共同生活施設の運営費などを計上しております。主な増額は、燃料費109万3千円、光熱水費42万4千円、憩いの家管理委託料32万3千円となっております。110ページから113ページに移ります。6目社会福祉施設費720万9千円、前年度比625万円の減。集会施設の維持管理費を計上しております。主な減額は、集会施設改修工事655万6千円となっております。112ページから115ページに移ります。7目生活館費1068万3千円、前年度比96万1千円の増。生活館の維持管理費を計上しております。主な増額は、ポロシリ生活館における管理委託42万円及び、アイヌ文化体験交流事業18万円となっております。114ページから117ページに移ります。8目国民年金費3万9千円、前年度比29万7千円の減は、事務費で、主な減額は、国民年金システム改修費29万7千円となっております。118ページから119ページに移ります。2項児童福祉費、1目児童措置費5941万7千円、前年度比688万円の減。児童手当に係る予算を計上しております。主な減額は、児童手当378万円、町子ども誕生祝金310万円となっております。118ページから123ページに移ります。2目児童福祉施設費2446万円、前年度比237万8千円の減。子ども子育て事業、児童館、子育て支援センター運営費などを計上しております。主な減額は、子育て支援センター正職員1名減、会計年度任用職員1名増の差額分人件費219万7千円となっております。124ページから127ページに移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費6614万3千円、前年度比259万5千円の減。職員人件費、新ひだか町立静内病院婦人科運営負担金、保健センター管理、不妊治療助成費などを計上しております。主な減額は、新ひだか町立静内病院婦人科運営負担金462万3千円、不妊治療助成事業40万千円。主な増額は、人件費176万、燃料費43万5千円となっております。126ページから131ページに移ります。2目予防費3045万4千円、前年度比1966万3千円の減。妊娠期出産時支援、乳幼児健診、各種健診、伝染病予防接種事業費などを計上しております。主な減額は、新型コロナ予防接種事業1129万円、伝染病予防接種385万円、PCR検査助成338万6千円、妊娠期出産時支援事業104万円となっております。132ページから135ページに移ります。3目環境衛生費2905万1千円、前年度比1245万9千円の増。霊園霊葬場管理、合併処理浄化槽設置整備、空き家対策推進費などを計上しております。主な増額は、新規事業の合葬墓整備1413万5千円。主な減額は、合併処理浄化槽補助141万3千円、泉共同墓地舗装費3

3万円となっております。134ページから135ページに移ります。4目診療所費1億4544万4千円、前年度比2764万2千円の増は繰出金で、国保診療所特別会計で説明いたします。136ページから137ページに移ります。2項清掃費、1目清掃総務費1億9650万8千円、前年度比2725万2千円の増。日高中部衛生施設組合負担金、ゴミ収集運搬費などを計上しております。主な増額は、衛生施設組合負担金2500万4千円、市街地ゴミ運搬委託費241万1千円となっております。138ページから139ページに移ります。3項水道費、1目地区水道費513万6千円、前年度比348万6千円の減。地区水道管理費を計上しております。主な減額は、施設工事費311万3千円、重機借上料64万7千円となっております。2目簡易水道費9433万8千円、前年度比749万円の増は繰出金で、簡易水道事業特別会計で説明いたします。140ページから141ページに移ります。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費2446万4千円、76万4千円の増。職員人件費、委員報酬などを計上しております。主な増額は、委員報酬改定分48万9千円、情報収集等業務効率化推進事業、通信費21万7千円となっております。142ページから145ページに移ります。2目農業総務費6063万1千円、前年度比265万9千円の減。職員人件費、農業支援員派遣、地域担い手育成総合支援協議会ほか各種補助金などを計上しております。主な減額は、農業支援員事業865万9千円、親元就農奨励金50万円。主な増額は、農業次世代人材投資資金525万円、野菜促成栽培施設整備事業補助金100万5千円となっております。144ページから147ページに移ります。3目農業振興費1億737万7千円、前年度比1796万1千円の減。職員人件費、水利施設等保全高度化事業負担金、農業用施設維持管理等事業などを計上しております。主な減額は、農道保全対策事業負担金3386万円、水利施設等保全高度化事業負担金440万3千円。主な増額は、新規事業の農村整備負担金1890万円、農業用施設工事費368万1千円となっております。146ページから151ページに移ります。4目畜産業費1814万5千円、前年度比162万5千円の増。酪農ヘルパー事業ほか各種補助、受精卵移植、軽種馬市場上場促進事業補助金などを計上しております。主な増額は、和牛育種協議会補助金89万6千円、軽種馬上場補助金70万円となっております。150ページから157ページに移ります。5目牧野管理費1億540万9千円、前年度比751万7千円の減。職員人件費、預託牛、町有牛、和牛センターの管理費を計上しております。主な減額は、合併処理浄化槽設置工事398万2千円、会計年度任用職員人件費350万円、草地化成肥料土壌改良資材費185万円。主な増額は、共同草地売却用地確定測量委託料231万円となっております。158ページから161ページに移ります。2項林業費、1目林業振興費5051万4千円、前年度比484万3千円の増。職員人件費、有害鳥獣駆除、民有林振興対策費などを計上しております。主な増額は、エゾシカ処理手数料258万2千円、有害鳥獣駆除捕獲委託料258万6千円となっております。160ページから161ページに移ります。2目林道費1141万4千円、前年度比349万円の増。林道維持費などを計上しております。主な増額は、修繕料885万7

千円、草刈業務委託料44万6千円。主な減額は、重機借上料285万9千円、林道維持補修工事250万8千円となっております。160ページから163ページに移ります。3目治山費2515万4千円、前年度比3272万4千円の減。治山事業、小規模治山事業費を計上しております。主な減額は、小規模治山事業2214万9千円、治山事業1057万5千円となっております。162ページから163ページに移ります。4目森林公園費1084万2千円、前年度比73万円の増。判官館森林公園管理費などを計上しております。主な増額は、木製遊具等修繕60万6千円となっております。164ページから165ページに移ります。3項水産業費、1目水産業振興費1744万円、前年度比174万2千円の増。職員人件費、水産多面的機能発揮対策事業負担金ほか各種補助金などを計上しております。主な増額は、水産多面的機能発揮対策事業負担金554万2千円。主な減額は、漁業者漁具整備事業補助金177万円、ホッキ最小成貝放流事業補助金156万円となっております。166ページから167ページに移ります。6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費1232万1千円、前年度比51万7千円の増。商工業振興事業補助金などを計上しております。主な増額は、商工業振興事業補助金51万7千円となっております。166ページから171ページに移ります。2目観光費1億2991万円、前年度比1920万9千円の増。職員人件費、乗馬施設、道の駅、新冠温泉施設、西泊津ヒルズパークの管理運営費などを計上しております。主な増額は、温泉施設改修2645万7千円、温泉指定管理料504万9千円、乗馬指定管理料96万円、道の駅指定管理料77万5千円、温泉施設特殊建築物等定期報告調査業務委託60万5千円。主な減額は、人件費1名分861万7千円、乗馬クラブ移転工事565万4千円、観光協会補助金54万5千円となっております。172ページから173ページに移ります。7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費620万8千円、前年度比12万6千円の増。道路台帳管理業務、地籍図簿等土地移動整理業務委託費などを計上しております。172ページから174ページ。2目道路維持費6821万6千円、前年度比1536万8千円の減。車両管理、町道維持補修費などを計上しております。主な減額は、補修工事733万7千円、緊急自然災害防止対策事業625万5千円、重機借上120万円となっております。174ページから177ページに移ります。3目道路新設改良費8499万9千円、前年度比4661万5千円の減。職員人件費、道路改良舗装、橋梁長寿化 修繕事業費などを計上しております。主な減額は、橋梁長寿命化工事5367万円、道路舗装工事566万5千円、社会資本整備工事530万円、橋梁点検委託363万円。主な増額は、調査設計費1440万円、人件費700万5千円、北海道市町村入札参加資格共同審査負担金24万8千円となっております。178ページから179ページに移ります。2項河川費、1目河川総務費4068万4千円、前年度比87万7千円の増。樋門管理、河川維持整備事業費などを計上しております。主な増額は、緊急自然災害防止対策事業1111万9千円。主な減額は、緊急浚渫推進事業680万8千円、修繕料142万1千円、河川支障木伐100万円、河川工事80万円となっております。180ページから183ページに移りま

す。3項住宅費、1目住宅管理費1976万円、前年度比969万9千円の減。公営住宅維持管理、住宅リフォーム助成事業費などを計上しております。主な減額は、人件費1名分619万5千円、住宅改修工事512万6千円。主な増額は、消火器購入58万5千円、特殊建築物等定期報告調査業務委託46万2千円となっております。182ページから183ページ。2目住宅建設費4686万4千円、前年度比1233万9千円の増。職員人件費、公営住宅改修事業費などを計上しております。主な増額は、改修工事1679万7千円。主な減額は、人件費1名分368万円、移転補償76万8千円となっております。184ページから185ページに移ります。4項下水道費、1目下水道整備費1億1153万8千円、前年度比356万円の増は繰出金で、下水道事業特別会計で説明いたします。186ページから187ページに移ります。8款消防費、1項消防費、1日常備消防費2億933万9千円、前年度比3573万9千円の減。日高中部消防組合本部経費及び新冠支署経費を計上しております。主な減額は、支署経費負担金で新型コロナ交付金により実施した、高規格救急自動車購入事業費3798万4千円となっております。186ページから189ページ。2目災害対策費1602万4千円、対前年度比344万2千円の増。災害情報等一斉送信システム、防災無線、雨量監視等のシステム運用、東町避難階段補修費などを計上しております。主な増額は、東町避難階段補修工事427万9千円。主な減額は、気象情報観測システム機器設置手数料60万3千円となっております。190ページから191ページに移ります。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費189万7千円、前年度比17万8千円の増。教育委員に係る経常経費を計上しております。190ページから199ページ。2目事務局費1億4640万1千円、前年度比2928万9千円の増。職員人件費、学力体力向上支援、学校教育振興補助、学校統合推進費、奨学金貸付、外国語指導助手、高校生通学支援費などを計上しております。主な増額は、人件費1名分651万1千円、退職手当組合3021万3千円、高校通学支援81万円、学力体力向上支援76万2千円、学校統合推進費64万9千円。主な減額は、奨学金貸付832万8千円、新型コロナ交付金で実施した修学旅行支援補助122万4千円及び、ICT機器操作支援業務48万6千円となっております。198ページから199ページに移ります。3目住宅費147万2千円、前年度比323万1千円の減。教員住宅維持管理費を計上しております。主な減額は、教員住宅修繕及び改修工事322万円となっております。198ページから201ページ。4目児童生徒輸送費5160万1千円、前年度比594万5千円の増。スクールバスの運行などを計上しております。主な増額は、スクールバス運転業務委託料507万円、燃料費41万4千円となっております。202ページから207ページに移ります。2項小学校費、1目学校管理費8264万5千円、前年度比1522万2千円の増。人件費、学校施設維持管理費などを計上しております。主な増額は、統合に伴う新冠小駐車場整備1130万8千円、燃料費222万2千円、電気料204万3千円、会計年度人件費151万2千円。主な減額は、新型コロナ交付金で実施したプール改修工事130万9千円となっております。206ページから207ページに移ります。

2目教育振興費329万6千円、前年度比50万5千円の減。教育資機材、就学援助費を計上しております。主な減額は、パソコン購入に係る債務負担分72万9千円となっております。208ページから213ページに移ります。3項中学校費、1目学校管理費、4306万5千円、前年度比367万4千円の増。人件費、学校施設維持管理費などを計上しております。主な増額は、燃料費242万9千円、電気料71万6千円、特殊建築物等定期報告調査業務60万5千円となっております。212ページから213になります。

2目教育振興費175万3千円、前年度比20万8千円の減。教育資機材、就学援助費を計上しております。主な減額は、就学援助経費33万1千円。主な増額は、学習ソフト使用料12万円となっております。214ページから217ページに移ります。4項認定こども園費、1目認定こども園費2億3150万2千円、前年度比267万円の減。職員人件費、園施設維持管理運営費を計上しております。主な減額は、新型コロナ交付金で実施した通園バス購入事業1442万6千円。主な増額は、人件費844万9千円、通園バス運行業務委託168万2千円、給食業務委託104万8千円となっております。218ページから225ページに移ります。5項社会教育費、1目社会教育総務費8520万2千円、前年度比474万3千円の減。職員人件費、プラスワンセミナー、各種団体補助、音楽体験交流、生涯学習事業費などを計上しております。主な減額は、職員人件費439万円となっております。224ページから231ページに移ります。2目レコード館事業推進費8912万2千円、前年度比612万9千円の増。職員人件費、レコード館施設施設維持管理費、町民ホール設備維持、自主企画運営委員会補助金などを計上しております。主な増額は、燃料費264万8千円、光熱水費236万5千円、特殊建築物等定期報告調査業務96万9千円となっております。230ページから233ページに移ります。3目図書費1520万4千円、前年度比74万8千円の増。職員人件費、図書プラザ事業、図書購入費などを計上しております。主な増額は、移動図書車両車検30万8千円、ネット用パソコン購入24万5千円となっております。232ページから237ページに移ります。4目青少年育成費1468万4千円、前年度比7万円の増。青年団体等補助金、青少年国内研修交流事業、放課後子どもプラン事業費などを計上しております。236ページから239ページに移ります。5目郷土資料館費182万3千円、前年度比14万5千円の増。施設維持管理費、ふるさと歴史伝承活性化事業などを計上しております。240ページから241ページに移ります。6目青年の家費881万8千円、前年度比74万8千円の増。会計年度任用職員人件費、施設維持管理費などを計上しております。主な増額は、燃料費30万1千円、電気料29万6千円、特殊建築物等定期報告調査業務委託21万円となっております。242ページから243ページに移ります。町民センター施設維持管理費などを計上しております。244ページから247ページに移ります。6項保健体育費、1目保健体育総務費4329万4千円、前年度比123万8千円の増。職員人件費、社会体育団体補助、町民スポーツ教室事業費などを計上しております。主な増額は、人件費92万7千円、スポーツ振興計画策定事業21万8千円となっております。246ペー

ジから251ページに移ります。2目体育施設費1421万2千円、前年度比146万4千円の減。スポーツセンター、町民グラウンド、テニスコート、節婦体育館施設維持管理費、学校体育施設開放事業費などを計上しております。主な減額は、グラウンド整備費250万8千円、学校体育館開放18万2千円。主な増額は、スポーツセンター小体育館窓撤去工事133万1千円となっております。252ページから253ページに移ります。7項学校給食費、1目学校給食費6329万2千円、前年度比43万6千円の増。給食材料費、業務委託料などを計上しております。254ページから255ページに移ります。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費35万6千円、前年度比17万4千円の増。北海道防災協会負担金を計上しております。256ページから257ページに移ります。11款公債費、1項公債費、1目元金6億6901万7千円、前年度比5350万4千円の減は、本年度の起債償還に係る元金を計上しております。2目利子1390万円、前年度比261万8千円の減。起債償還に係る利子を計上しております。258ページに移ります。12款予備費、1項予備費、1目予備費300万円は、前年度と同額を計上しております。

次に、歳入に入りますので、12ページをお開き願います。説明については、算定方法や主だった内容等について申し上げます。12ページから13ページ、1款町税、1項町民税、1目個人2億5523万円、令和4年度決算見込み額で算出しております。2目法人4839万円、令和4年度決算見込み額で算出しております。2項固定資産税、1目固定資産税3億1006万5千円、家屋で499万1千円増、償却資産で333万円増、大規模償却資産で882万円増となっております。2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金858万9千円。3項軽自動車税、1目軽自動車税1733万9千円、課税台数7台増の2804台を見込み計上。2目環境性能割125万1千円、令和4年度実績見込み65台で算定。4項市町村たばこ税、1目市町村たばこ税3366万8千円、令和4年度タバコ本数の実績見込み511万本で算定。5項入湯税、1目入湯税1289万2千円、令和4年度入浴者数実績見込み12万8922人で算定。14ページから15ページに移ります。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税1950万円、地方財政計画、以後、地財計画と申し上げます。地財計画により令和4年度決算見込額の94.5%で算定しております。2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税5550万円、地財計画により令和4年度決算見込額の94.5%で算定。3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税551万6千円、日高振興局からの通知に基づき算定。3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金25万円、地財計画により令和4年度決算見込額の94.5%で算定。4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金280万円、令和4年度決算見込額に過去の実績から130%で算定。5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金190万円、地財計画により令和4年度決算見込額の72.6%で算定。6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金940万円、令和4年度決算見込額と同額を計上。7款

地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金1億4767万7千円、令和4年度決算見込額に過去の実績から106%で算定。8款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金440万円、地財計画により令和4年度決算見込額の70%で算定。16ページから17ページに移ります。9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金220万円、地財計画により令和4年度決算見込額の95.7%で算定。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税27億8800万円、普通交付税は、令和4年度当初決定額から公債費減による減額分4千万を差引き算定。特別交付税は、令和4年度当初決定額から災害関連分4千万円を差引き算定。11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金80万円、令和4年度決算見込額と過去の実績により算定。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金85万3千円、日高町養護老人ホーム入所者の個人負担金及びこども発達支援センター利用に係る日高町の負担金。2目教育費負担金373万8千円、認定こども園に係る保育料及び一時預かり利用料。13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料4万3千円、西新冠地区デマンドバス及びコミュニティバスの運賃収入。2目民生使用料191万9千円、生活館及び集会施設使用料は、生活館11施設及び、本町多目的交流センター他16施設に係るもの。高齢者共同生活施設居室使用料は、あいあい荘に入居する15名の居室使用料。3目衛生使用料65万9千円は、主に火葬場使用料。4目農林水産業使用料981万2千円。1節牧野使用料726万円は、乳用種140頭、肉用種60頭の見込みで計上。2節林業使用料255万2千円は、判官館森林公園バンガロー及びテント使用料。5目商工使用料231万7千円は、道の駅の店舗出店使用料及びパークゴルフ場使用料。6目土木使用料7198万3千円は、1節土木使用料233万4千円は、町道敷地占用27法人、河川敷地使用28名分。19ページ、2節住宅使用料6964万9千円は、公営住宅入居318戸、駐車場使用151台分。18ページから19ページ。7目教育使用料214万6千円は、社会教育関係7施設に係る各使用料。2項手数料、1目総務手数料266万5千円。主に、3節に計上の戸籍及び住民登録並びに諸証明手数料。2目民生手数料531万9千円は、ふれあい夕食利用者負担1万3千食分を計上しております。3目衛生手数料1624万5千円。1節環境衛生手数料12万円は、狂犬病予防注射済票交付等手数料。2節清掃手数料1612万5千円は、主に小動物焼却手数料及びゴミ収集運搬手数料。4目農林水産業手数料9万2千円は、主に農業経営基盤強化促進事業嘱託登記手数料。20ページから21ページに移ります。5目土木手数料千円は、地籍調査図簿等の交付手数料。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1億9701万円。1節社会福祉費国庫負担金1億5383万1千円。国民健康保険基盤安定費負担金ほか8件は、歳出に対応するルール分。2節児童福祉費国庫負担金4317万9千円。児童手当国庫負担金ほか2件は、歳出に対応するルール分。2目衛生費国庫負担金19万2千円。感染症予防事業費等国庫負担金は、がん検診等に対するもの。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金449万2千円、1節総務管理費国庫補助金15

5万9千円は、自治体情報システム標準化対応に対するもの。2節企画費国庫補助金293万3千円は、町コミュニティバス運行事業に対するもの。2目民生費国庫補助金2018万3千円。1節社会福祉費国庫補助金1246万4千円、地域生活支援事業費等補助金は、障害者の移動支援事業等に対するもの。アイヌ政策推進交付金は、合葬墓整備事業等に対するもの。2節児童福祉費国庫補助金771万9千円。子ども子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金は、認定こども園の研修事業に対するもの。子ども子育て支援交付金は、支援センターが実施する、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等に対するもの。3目衛生費国庫補助金33万8千円。循環型社会形成推進交付金は、合併処理浄化槽設置に対するもの。母子保健衛生費国庫補助金は、産婦健診に対するもの。4目土木費国庫補助金4758万4千円。1節道路橋梁費国庫補助金2650万1千円は、橋梁長寿命化事業に対するもの。23ページの2節住宅費国庫補助金2108万3千円は、住宅リフォーム助成金及びひがつら団地外部改修事業等に対するもの。5目教育費国庫補助金20万7千円。1節小学校費国庫補助金5万4千円及び2節中学校費国庫補助金15万3千円は、就学援助事業等に対するもの。3項国庫委託金、1目総務費国庫委託金27万2千円、中長期在留者住居地届出等事務委託費交付金は、在留外国人の届出等に係る事務費に係るもの。2目民生費国庫委託金247万7千円。1節社会福祉費国庫委託金246万1千円は、年金業務の窓口受け付け相談業務等の人件費等に対するもの。2節児童福祉費国庫委託金1万6千円は、特別児童扶養手当事務費に係るもの。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金1億1848万8千円。1節社会福祉費道負担金1億803万1千円、国民健康保険基盤安定費負担金ほか9件は、歳出に対応するルール分。2節児童福祉費道負担金1045万7千円、児童手当道負担金ほか2件は、歳出に対応するルール分。2項道補助金、1目総務費道補助金1993万4千円は、町有林の整備に対するもの。24ページから25ページに移ります。2目民生費道補助金2780万8千円。1節社会福祉費道補助金1972万5千円、地域生活支援事業費等補助金は、障害者の移動支援事業等に対するもの。民生委員活動費補助金は、単価6万200円で21名分が交付されるもの。重度心身障害者医療給付事業費補助金、ひとり親家庭等医療給付事業費補助金、子ども医療給付事業費補助金は、歳出に対応するルール分。生活館運営費補助金は、運営費の内、需用費、役務費等に対するもの。地域づくり総合交付金は、子ども発達支援センター事業に対するもの。2節児童福祉費道補助金808万3千円。施設型給付費道補助金ほか2件は、歳出に対応するルール分。3目衛生費道補助金83万9千円、健康増進事業費補助金は、健康相談健康教育事業等に対するもの。4目農林水産業費道補助金3975万1千円、1節農業費道補助金1164万円、農業委員会等活動促進事業費交付金は、農業委員会の事務の円滑な処理を遂行するための補助金。経営所得安定対策推進事業補助金は、申請書受け付け等、事務経費に対するもの。農業次世代人材投資事業道補助金は、歳出同額が補助されるもの。農業委員会情報収集等業務効率化支援事業交付金は、タブレット11台分の通信費に対するもの。2節林業費道補助金2811万1千円、小規模治山事業補

助金は、歳出計上の小規模治山事業に対するもの。鳥獣被害防止総合対策事業補助金は、有害鳥獣駆除対策事業に対するもの。5目教育費道補助金77万5千円、放課後こどもプラン補助金は、放課後子ども教室に係るもの。3項道委託金、1目総務費道委託金1391万1千円。1節総務管理費道委託金2万9千円は、国土利用計画法に基づく事業経費に対するもの。2節徴税費道委託金802万8千円は、個人道民税の徴収に対するもの。27ページの3節戸籍住民基本台帳費道委託金4千円は、パスポート発給事務に対するもの。4節統計調査費道委託金33万6千円は、学校基本調査ほか4調査に対するもの。5節選挙費道委託金551万4千円は、知事道議選挙事務に対するもの。26ページから27ページ、2目衛生費道委託金11万2千円は、主に、浄化槽設置届出書の受理事務費に対するもの。3目農林水産業費道委託金130万5千円、1節農業費道委託金100万7千円、道営土地改良事業監督等補助業務委託金ほか2件は、受託業務に対するもの。2節林業費道委託金24万円及び3節水産業費道委託金5万8千円は、道の権限移譲事務に対するもの。4目商工費道委託金1千円は、商工会の決算関係書類の受理事務に係るもの。5目土木費道委託金103万9千円は、樋門、樋管38基に係るもの。16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入2052万4千円。1節土地建物貸付収入1452万2千円、町有地貸付収入は90件分。町有地一時貸し付け収入は、3か年実績の平均額で算出。職員住宅貸付収入は18戸分。教職員住宅貸付収入は24戸分。移住促進住宅貸付収入は、ナナカマド7戸分。農業支援員住宅貸付収入は、旧太陽小学校教員住宅1戸分。社員寮貸付収入は、新冠温泉付帯施設1棟分を指定管理者へ貸付する分。29ページの2節特許権等貸付収入千円は、節の存置。3節物品貸付収入600万1千円は、IRU契約に係る光伝送路貸付収入。28ページから29ページ、2目利子及び配当金84万2千円は、配当金及び各基金の利子。2項財産売払収入、1目物品売払収入4450万1千円。町有牛売払収入は、肥育牛33頭、廃用牛5頭を予定。立木売払収入は、岩清水古岸地区町有林立木売払を計上。2目不動産売払収入300万5千円は、町有牧野共同草地を現使用者3名に売却するもの。17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金千円は、科目存置。2目指定寄附金1億円は、ふるさと納税に係る寄附金。18款繰入金、1項基金繰入金、1目ふるさとづくり基金繰入金2億5836万6千円、令和4年度に寄付のありましたふるさと納税の積立金1億7999万3千円、一般寄付2024万円を歳出の各事業に充当すべく繰入れております。その他の繰入れとして、町有牧野事業3326万7千円、新冠小学校駐車場整備工事1130万8千円、奨学金貸付事業1122万円、漁業者漁具整備事業補助金120万円、野菜促成栽培施設整備事業補助金113万8千円に充当しております。2目減債基金繰入金1187万2千円は、公債費の内、公有林整備事業債に係る元利償還金に繰入れるもの。森林環境譲与税基金繰入金及び財政調整基金繰入金は、繰入れが無いため廃目とします。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金3千万円は、前年度と同額を計上。30ページから31ページに移ります。20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料は、それぞれ科目存置。2項預金利子、1目預金利子5万円は、前年度と同額を計上。

3項貸付金元利収入、1目アイヌ住宅改良等資金貸付金元利収入386万8千円は、継続償還者、現年分2名、滞納分1名分を計上。2目北海道労働金庫貸付金元金収入300万円は、町民向け融資制度に係る貸付金元金。3目法外援護資金貸付金収入50万円は、社会福祉協議会が行う生活困窮者向け生活資金貸付制度に係る貸付金。4目農業振興資金貸付金収入600万円は、平成27年ピーマン選果施設整備時に貸付した9千万円に対する償還金。5目奨学金貸付金元金収入938万4千円は、修学資金貸付者1名、奨学金貸付者45名分。4項雑入、1目滞納処分費から3目違約金及び延納利息までは、科目存置。4目宝くじ交付金収入423万8千円は、北海道市町村振興協会より交付されるもの。5目雑入5068万5千円、前年度比3256万5千円の減。前年度と比較して大きく増減したもとして、1番の高額療養費立替分74万7千円の減。5番の健康診査一部負担金40万円の増で、隔年実施の脳のMRI検査分。33ページに移ります。11番の居宅介護支援介護給付費44万2千円の増で、新規事務処理に係るもの。12番の測量費負担金115万5千円の増で、牧野共同草地売却に係るもの。30番の新冠町子ども発達支援センター構成町負担金83万6千円の減で、利用減少によるもの。それと前年度の計上分として、職員の退職手当組合精算還付金2800万円の減、それは積立余剰ないため。それから滞納整理機構派遣費用精算金469万円の減。こちらは任期終了のためとなっています。以上となっています。34ページから35ページに移ります。5項受託事業収入、1目受託事業収入5718万9千円。介護予防地域支援事業受託事業収入は、地域支援事業に係る受託事業収入。後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、健診費用及び事務費。和牛センター預託料は、年間延べ5356頭に係る預託料。21款町債、1項町債、1目総務債から、6目臨時財政対策債までの各町債は、7ページの第3表、地方債で説明のとおりですので、省略させていただきます。

以上が議案第17号、令和5年度新冠町一般会計予算の提案内容を説明いたしました。ご審議賜り原案どおりご決定頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時53分

再開 午前2時 7分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第18号及び日程第5 議案第19号

○議長（荒木正光君） 日程第4、議案第18号、令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計予算、日程第5、議案第19号、令和5年度新冠町下水道事業特別会計予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第18号、令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものです。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5311万7千円に定めようとするものです。第2項、歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものとします。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるものとします。後ほど、ご説明いたします。地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によるものとします。後ほどご説明いたします。一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額500万円と定めようとするものです。

次に債務負担行為について説明いたしますので、273ページをお開き願います。第2表、債務負担行為です。水道施設集中監視システム購入費。期間は令和5年度から令和9年度まで。限度額3091万円は、現在使用している集中監視システムは、平成23年度にシステム機器及びプログラム更新を行っていますが、更新より10年以上経過し、今後修理部品の調達が困難となるため、システム機器及びプログラムを更新するもので、備荒資金組合から資金を借入し5年間で返済するものでございます。274ページに移ります。第3表、地方債です。今年度の地方債は、公営企業会計適用事業で、国が人口3万人未満の市町村に対して求めている、上下水道事業の公営企業会計への移行に関しては、令和6年度から公営企業会計を開始できるように移行準備業務を実施するためのもので、2ヶ年目となります。630万円を限度として借入を起こすものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりになっております。

事項別明細書の歳出から説明いたしますので、280ページから283ページをお開き願います。説明につきましては、予算区分の目における前年度比の増減理由を中心に行いますのでご了承願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3846万2千円、前年度比602万4千円の減。職員人件費、一般事務費ほか検針等業務委託料ほか2件、地方公営企業法適用化負担金、消費税納付金などを計上しております。主な増額は、人件費及び検針等業務委託料1058万2千円。インボイス対応改修委託料109万3千円。主な減額は、地方公営企業法適用化負担金631万6千円。消費税納付金783万3千円となっております。284ページから285ページに移ります。2款施設費、1項施設費、1目維持費9859万9千円。前年度比1万7千円の減。水道施設等に係わる維持管理的経費で、光熱費、修繕料、新冠節婦地区管路図面作成業務委託ほか5件、メーター器交換取付工事ほか3件を計上しております。主な増額は、光熱水費3225万7千円、

施設維持管理業務委託料 2 2 5 万 5 千円。主な減額は、メーター器交換取付工事ほか工事請負費とメーター器交換材料代となっております。2 目受託工事費 2 3 万円は、前年度と同額を計上しております。一般新築住宅用のメーター器 1 5 個分を計上しております。2 8 6 ページから 2 8 7 ページに移ります。3 款公債費、1 項公債費、1 目元金 1 億 1 8 1 万円、前年度比 4 3 万 2 千円の増は、水道施設整備事業の長期債償に係わる元金を計上しております。2 目利子 1 3 9 1 万 6 千円、前年度比 1 2 2 万 3 千円の減は、水道施設整備事業の長期債償還に係る利子を計上しております。2 8 8 ページ、2 8 9 ページに移ります。4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 1 0 万円は、前年度と同額を計上しております。

続きまして、歳入について説明いたしますので、2 7 8 ページ、2 7 9 ページをお開き願います。1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料 1 億 4 9 0 8 万円。1 節現年分 1 億 4 9 0 1 万 9 千円、収納率 9 9 . 9 %、滞納繰越分として 6 万 1 千円を見込んでおります。2 項手数料、1 目水道手数料 1 6 万 5 千円。1 節設計審査工事検査手数料 1 5 万円は、新築住宅等による給水工事に係る設計検査手数料としまして 1 5 件分を見込んでおります。指定給水装置工事事業者指定手数料 1 万 5 千円は、更新 1 業者を見込んでおります。2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金 9 4 3 3 万 8 千円。一般会計からの繰入金を計上しています。3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 2 0 0 万円。前年度繰越金を計上しております。4 款諸収入、1 項受託事業収入、1 目受託事業収入 2 2 万 9 千円。一般新築住宅用のメーター器 1 5 個分の売払い収入分を見込んでおります。2 項雑入、1 目雑入 1 0 0 万 5 千円。消火栓の使用に伴う 6 7 基の消火栓管理等負担金分です。5 款町債、1 項町債、1 目水道債 6 3 0 万円。第 3 表、地方債で説明のとおりですので、省略させていただきます。

以上が、議案第 1 8 号、令和 5 年度新冠町簡易水道事業特別会計予算の提案内容を説明いたしました。ご審議をたまわり原案どおりご決定いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

続きまして、議案第 1 9 号の提案理由の説明をいたしますので、2 9 5 ページを、お開き願います。議案第 1 9 号、令和 5 年度新冠町下水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。令和 5 年度新冠町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものです。歳入歳出予算第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 億 1 3 1 万 8 千円に定めようとするものです。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算によるものとします。地方債、第 2 条、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表、地方債によるものとします。後ほどご説明いたします。一時借入金、第 3 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 5 0 0 万円と定めようとするものです。

次に、地方債について説明いたしますので 2 9 8 ページをお開き願います。第 2 表、地方債です。今年度の地方債は、合計 2 3 1 0 万円を限度額として借入を起こすものです。

下水道施設整備事業、限度額1680万円は、マンホールポンプ所長寿命化工事とマンホールポンプ所電気設備更新改築工事に係るものです。公営企業会計適用事業、限度額630万円は、国が人口3万人未満の市町村に対して求めている、上下水道事業の公営企業会計への移行に関しては、令和6年度から公営企業会計を開始できるように、移行準備業務を実施するためのもので、2年目となります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりになっております。

次に、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、304ページから307ページをお開き願います。同じく説明につきましては、予算区分の目における前年度比の増減理由を中心に行いますのでご了承願います。1款下水道費、1項下水道費、1目一般管理費1916万7千円、前年度比138万8千円の減。職員人件費、一般事務費ほか地方公営企業法適用化負担金、インボイス対応改修委託料など計上しております。主な増額は、人件費とインボイス対応改修委託46万9千円。主な減額は、地方公営企業法適用化負担金631万6千円となっております。詳細は予算説明資料292ページのとおりとなっております。2目施設管理費4595万1千円、前年度比98万5千円の増。下水道施設ポンプ場、管渠、マンホールポンプ等における維持管理的経費を計上しています。主な増額は、ポンプ場施設光熱水費543万6千円、修繕料113万円、ポンプ場管理業務委託1032万9千円。主な減額は、下水道事業維持管理費負担金2428万8千円となっております。306ページから309ページに移ります。3目下水道建設費5385万2千円、前年度比961万8千円の減。下水道建設交付金事業関係などを計上しております。主な増額は、新冠町特定環境保全公共下水道事業ストックマネジメント計画策定業務委託599万5千円。主な減額は、マンホールポンプ所汚水ポンプ長寿命化工事及びマンホールポンプ所電気設備更新改築工事3360万5千円、下水道事業建設費負担金1395万5千円となっております。詳細説明資料は293ページのとおりです。310ページから311ページに移ります。2款公債費、1項公債費、1目元金7520万9千円、前年度比161万1千円の増は、下水道施設整備事業の長期債償還に係る元金を計上しております。2目利子703万9千円、前年度比136万6千円の減は、下水道施設整備事業の長期債償還に係る利子を計上しております。312ページ313ページに移ります。3款予備費、1項予備費、1目予備費10万円は、前年度と同額を計上しております。

続きまして、歳入について、説明を申し上げますので、302ページ、303ページをお開き願います。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料4676万7千円。1節下水道使用料4350万6千円。現年分4347万6千円、収納率99.9%、滞納繰越分として3万円を見込んでございます。2節施設使用料326万1千円、現年分326万円、収納率99.9%、滞納繰越分として千円を見込んでございます。2項手数料、1目下水道手数料1万3千円。1節確認検査手数料1万円は4件分を見込んでおります。排水設備工事責任技術者登録手数料3千円は2名分の更新登録を見込んでおります。2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金1980万円。社会資本整備

総合交付金で、新冠町特定環境保全公共下水道事業ストックマネジメント計画策定業務委託、マンホールポンプ所汚水ポンプ長寿命化工事、マンホールポンプ所電気設備更新改築工事に対する補助金で、国費率は50%でございます。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金1億1153万8千円。一般会計からの繰入金を計上しております。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金10万円。前年度繰越金を計上しております。5款町債、1項町債、1目下水道債2310万円。298ページ、第2表、地方債で説明のとおりですので省略させていただきます。

以上が議案第19号、令和5年度新冠町下水道事業特別会計予算の提案内容を説明いたしました。ご審議をたまわり原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第6 議案第20号及び日程第7 議案21

○議長（荒木正光君） 日程第6、議案第20号、令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算、日程第7、議案第21号、令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 議案第20号、令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算について提案理由を説明いたします。令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定予算を次の通り定めようとするものでございます。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億5036万円と定めるものです。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものとします。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定めるものです。歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めます。第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用とします。

それでは事項別明細書歳出から説明いたしますので331ページをお開き下さい。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費154万2千円の計上は、町国保会計におけます事務費の予算で、国保連合会に委託する共同電算処理業務等に係るものでございます。2目連合会負担金580万9千円は、国保連合会の運営に係る、構成市町村の負担金及び令和6年度を初年度といたします第3期データヘルス計画策定支援業務委託料を予算してございます。次のページをお開き願います。2項1目運営協議会費14万円の計上は、町国保運営協議会に係る経費でございます。1節報酬の10万4千円は、国保運営委員9名のうち診療所所長を除く8名分の報酬であります。次のページをお開き願います。3項1

目共に趣旨普及費1万1千円は、被保険者に国民健康保険制度の内容等について、普及啓蒙を図るためのパンフレット等の消耗品に係る経費であります。次のページをお開き願います。2款保険給付費、1項療養諸費、1目療養給付費3億7千万円。0歳から74歳までの被保険者の年間平均数を1331名とし、1名当たり医療給付費を27万7986円で過去5年平均により算出しております。2目療養費329万4千円は、柔道整復施術料や補装具の給付に係るもので、過去5年間の平均により算出しております。3目審査支払手数料101万6千円は、レセプト審査及び支払事務手数料に係る費用について計上しております。次のページをお開き願います。2項高額療養費、1目高額療養費5422万円。過去5年間の平均により算出しております。2目高額介護合算療養費10万円は、医療と介護費用の1年間の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合に支給されるものです。次のページをお開き願います。3項移送費、1目移送費1千円は科目存置の計上でございます。次のページをお開き願います。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金250万円。過去3年平均値の5件分を計上しております。1件当たり50万円で前年度から8万円の給付増となります。2目支払手数料2千円、出産育児一時の支払い手数料でございます。次のページをお開き願います。5項葬祭諸費、1目葬祭費33万円。過去3年平均値の11件分を計上してございます。次のページをお開き下さい。6項傷病手当金1千円は科目存置でございます。次のページをお開き願います。3款国民健康保険事業費納付金につきましては北海道が算定した目的別の納付金となります。1項医療費給付費分、1目一般被保険者医療給付費分1億8625万3千円。2目退職被保険者等医療給付費分3万4千円。次のページをお開き願います。2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分5658万3千円。次のページをお開き願います。3項介護納付金分、1目介護納付金分2201万2千円を計上いたします。次のページをお開き願います。4款1項共に共同事業拠出金、1目その他共同事業拠出金千円は科目存置分です。次のページをお開き願います。5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費594万2千円。特定健診については40歳から75歳未満の被保険者1004名のうち、受診率30%、受診見込数301名分の健診経費に係る予算。また特定健診受診率向上支援業務委託分として国保レセプトデータから未受診者のデータ分析を行い、勧奨文書を発送する委託経費を計上してございます。次のページをお開き願います。2項保健事業費、1目保健衛生普及費486万6千円。医療費適正化事業として、柔道整復施術のレセプト点検委託及び多重多剤服薬者に対する適正服薬勧奨。被保険者の保険事業の計画策定のため後期高齢者レセプトから医療費やフレイル分析を行う委託事業について計上してございます。次のページをお開き願います。6款1項共に公債費、1目利子千円は科目存置の計上です。次のページをお開き願います。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金100万円は、過去3年平均にて算出しております。2目償還金2千円は科目存置です。次のページをお開き願います。2項延滞金、1目延滞金1千円は科目存置です。次のページをお開き願います。3項診療報酬支払基金委託料、1目利子1

千円は科目存置です。次のページをお開き願います。4項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金1億3369万8千円は、国保診療所特別会計でご説明いたします。次のページをお開き願います。8款1項共に予備費100万円を計上しております。

続きまして、歳入のご説明をいたしますので325ページにお戻り願います。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税1億9576万7千円。医療費分、後期高齢者支援分、介護納付分につき、一般分と退職者分で現年度と滞納繰越に分けて、それぞれ節毎に計上しておりますが、現年度分につきましては収納率を98%と見込み、滞納繰越分については、13.5%にて予算計上してございます。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料5万円は前年実績より計上してございます。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金2万5千円は、今年度より出産育児一時金が8万円増額されますが、うち5千円分につきましては今年度に限り国から保険者へ交付されるもので、5件分を計上いたします。次のページをお開き願います。4款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金5億9394万7千円。1節保険給付費等普通交付金4億3122万2千円は、歳出で計上の保険給付費について全額交付されるものです。2節保険給付費等特別交付金1億6272万5千円は、保険者努力支援分941万9千円、特別調整交付金1億3666万1千円、都道府県2号繰入金1億5055万5千円は、北海道の算定に基づく計上で、特定健康診査等負担金109万円については健診費用のうち道が負担するルール分を計上してございます。5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金1千円につきましては科目存置です。6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金3722万8千円。1節保険基盤安定繰入金3531万7千円は保険税軽減額分等に係る一般会計からのルール分です。2節未就学児均等割保険料繰入金24万3千円は、均等割りの2分の1軽減分を繰入するルールにより計上するものです。3節その他一般会計繰入金166万8千円のうち国保安定化支援事業分1千円は科目存置分。出産育児一時金繰入金166万7千円は、歳出で計上しました、5件分の250万円の3分の2について、ルール分を繰り入れるものであります。2項1目共に基金繰入金1800万円は歳入不足額を基金より予算化するもの。7款1項1目共に繰越金500万円は、前年度と同額での予算計上であります。次のページをお開き願います。8款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金10万円は前年実績による計上です。2項雑入の1目滞納処分費1千円は科目存置です。2目一般被保険者第三者納付金24万円は賠償金納入分の計上。3目一般被保険者返納金1千円は科目存置です。

以上で議案第20号の説明を終わります。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第21号の説明をいたしますので、373ページをお開き下さい。

議案第21号、令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を説明します。令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計事業勘定予算を次の通り定めようとする

るものであります。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8869万5千円と定めるものです。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものといたします。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定めるものです。

それでは事項別明細書歳出から説明いたしますので381ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費59万2千円。主に町の窓口業務や保険料徴収に係る事務費について計上しております。次のページをお開き願います。2款1項1目共に後期高齢者医療広域連合納付金8790万3千円。18節負担金補助及び交付金であります。広域連合通知により計上しております。内訳は、事務費負担金376万6千円。保険料負担金6374万2千円。保険基盤安定分負担金2039万5千円となります。次のページをお開き願います。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金10万円。前年度同額で予算計上しております。次のページをお開き願います。4款1項1目共に予備費10万円は、前年度同額で計上でございます。

続きまして歳入についてご説明いたしますので、379ページへお戻り願います。1款1項共に後期高齢者医療保険料。1目特別徴収保険料3824万4千円。及び2目普通徴収保険料2549万7千円ですが、広域連合から通知のあった保険料額は、6374万円、このうち60%を特別徴収分と見込み、残りの40%を普通徴収分とし、収納率100%を見込み計上しております。また、滞納繰越分1千円については科目存置でございます。2款使用料および手数料、1項手数料、1目督促手数料1千円は科目存置です。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金445万5千円。広域連合に納付する事務費負担金376万6千円、その他事務費の68万9千円の合計額です。2目保険基盤安定繰入金2039万5千円は広域連合からの通知額です。4款1項1目共に繰越金1千円は科目存置です。5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金1千円は科目存知です。2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金10万円は、歳出で予算計上しております。還付金10万円を、広域連合が負担するため同額を歳入計上しております。3項1目共に雑入1千円は科目存置です。

以上が、議案第21号の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第8 議案第22号

○議長（荒木正光君） 日程第8、議案第22号、令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 議案第22号、令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算について提案理由の説明を申し上げます。令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算を次のとおり定めようとするものです。第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億396万円と定めようとするものです。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものです。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によりますが、後ほど説明いたします。第3条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定めようとするものです。債務負担行為の説明をいたしますので、392ページをお開き下さい。第2表、債務負担行為、業務用洗濯機購入費。現在2台の業務用洗濯機で入所者の衣服、タオルケット等を洗濯しておりますが、そのうち平成16年導入の1台が老朽化により故障が多く、メーカーの部品供給が終了しているため、更新するものです。期間は令和5年度から9年度までの5年間で、限度額は209万6千円でございます。導入については、北海道備荒資金組合を利用した備品として購入いたします。

事項別明細書の歳出から説明申し上げますので、400ページ、401ページをお開きください。歳出、1款総務費、1項一般管理費、1目施設介護サービス事業費2億6490万1千円、前年度比484万5千円の減は、主に人件費の減です。特別養護老人ホームの運営に係る経費あります。以下、説明欄に記載の節ごとに主なものを説明申し上げます。1節報酬345万円は、パートタイム会計年度任用職員2名に係る報酬。前年より2名減。2節給料から4節共済費までは正職員22名、フルタイム会計年度任用職員5名にかかる人件費。正職員は前年より2名減。10節需用費4423万5千円は、施設の運営管理費及び入所者に係る経費となっております。402ページ、403ページをお開きください。11節役務費233万3千円のうち、手数料170万1千円は、年1回実施しております施設内カーテッククリーニング料、年6回実施する厨房排水管清掃、年1回実施の一般浴槽循環回路高圧洗浄等に係る手数料、検査料となっております。12節委託料2995万6千円は、施設運営管理委託として4件、事務事業委託として6件、保守点検委託として7件、計17件の業務委託に係る経費で、前年より増床棟に係る分が減少しております。詳細は別冊委託料一覧をご参照ください。13節使用料及び賃借料206万9千円で、記載の6項目となっております。404ページ、405ページをお開き下さい。2介護サービス事業運営費の124万7千円については、臨時的経費を計上しております。10節需用費69万4千円は、災害用備蓄食料の更新で、3日分の食品と飲料水を備蓄していますが、今年度中に消費期限が到来するものを購入するものです。17節備品購入費55万3千円は、施設管理用備品として介護用品や生活用機器を購入するもので、主なものは給食用配膳車1台、業務用洗濯機1台の更新を予定しております。詳細は予算説明資料314ページを参照下さい。次に404ページから407ページ。2目短期入所生活介護事業費2548万9千円。前年度比206万9千円の増はショートステイの稼働率増加に伴うものです。ショートステイの運営管理に係る経

費で、施設入所と併設ですので、便宜上看護師1名介護員3名分の人件費と施設管理費用を計上しています。次に406ページ、407ページ。3目通所介護事業費821万1千円で、前年度比58万8千円の減は指定管理料の減少。1節報酬及び8節旅費は令和6年度からの次期指定管理者を選定するための、選定委員3名に対する報酬及び費用弁償です。12節委託料818万8千円は、デイサービスセンターの運営経費を指定管理料として計上しているもの。続いて408ページ、409ページをお開き下さい。2款公債費、1項公債費、1目元金502万4千円及び2目利子23万5千円は、恵寿荘の本体棟、増床棟に係る長期債償還元金利子で、昨年度をもって平成22年度借入れの浴室改修過疎債が償還終了いたしましたので、前年より50万1千円減少しています。続いて410ページ、411ページは、3款予備費、1項予備費、1目予備費といたしまして、前年同額の10万円を計上しております。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、396ページをお開きください。396ページから399ページ。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目施設介護サービス費収入1億3387万7千円は、恵寿荘入所者に係る法定費用の介護報酬、保険給付7割から9割分であります。令和5年度から定員50人、稼働率95名で計上しております。2目居宅介護サービス費収入1672万1千円は、短期入所利用者に係る法定費用の介護報酬、保険給付7割から9割分収入です。短期入所の全体稼働率につきましては、要介護、要支援を併せ前年度より5%増の60%を見込んでおります。2項自己負担金収入、1目自己負担金収入4066万7千円は、特養、ショートステイ及び障害者短期入所の入所者、利用者に係る介護報酬、予防給付の自己負担1割から3割分と食費、居住費の自己負担分となっております。3項特定介護サービス費収入、1目施設特定介護サービス費収入2084万9千円は、特養入所者の食費、居住費で、収入階層毎の個人負担限度額と国の基準費用額との差額が補足給付されるもの。2目居宅特定介護サービス費収入81万3千円は、短期特定入所者介護サービス費収入で、ショートステイ利用者の食費、居住費に対し、特養同様、差額が補足給付されるものです。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金8580万8千円は、収支の不足する分を一般会計から繰入するものです。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度繰越金としまして150万円を計上しております。4款諸収入、1項雑入、1目雑入372万5千円は、主なものといたしまして、施設入所者日常生活費負担金121万6千円、入所者貴重品管理費負担金60万円、デイサービスセンター光熱水費181万9千円などの収入となっております。

以上議案第22号、令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定予算の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第9 議案第23号

○議長（荒木正光君） 日程第9、議案第23号、令和5年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 議案第23号、令和5年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。令和5年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計の予算を、次のように定めようとするものであります。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8521万円に定めようとするものであります。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものとします。第2条、一時借入金地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1千万円と定めるものであります。

それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、427ページをお開き下さい。主な予算内容についてのみ、ご説明させていただきます。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費7158万5千円。428ページをご覧ください。2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、いずれも事務部門に係る人件費。10節需用費2440万5千円。対前年度比910万1千円の増額となっておりますが、電気料金の基本料金の増加、重油や灯油の単価の高騰、恵寿荘の増床棟の診療所施設利用廃止に伴う費用按分の見直しにより予算額の増加などが重なり大きく増額しております。430ページをお開き下さい。12節委託料1265万9千円。施設警備業務委託料など、全17件の業務委託料であります。詳細につきましては、別冊委託料一覧表をご参照願いたいと思いますが、増減の主な理由は、恵寿荘の増床棟の施設利用廃止に伴い、按分方法の見直しを行っていることから予算の増減が発生しております。432ページに移ります。18節負担金補助及び交付金256万6千円。対前年度対比131万9千円の増額となっておりますが、主な理由は、退職手当組合負担金の予算が対前年度対比で、137万8千円増えたことによるものです。26節公課費311万3千円。対前年度比156万2千円増額となっておりますが、主な理由は、コロナワクチン接種料金の収入増加等に伴い、消費税及び地方消費税の納付金が増加していることです。以上で総務費の支出予算の説明を終えます。

次に医業費の支出予算の説明を行いますので、433ページをご覧ください。2款1項1目ともに医業費4億776万4千円。434ページをご覧ください。1節報酬2035万5千円。説明欄の出張応援医師報酬は、週末、金曜日夕方から日曜日夕方まで、ゴールデンウィーク、年末年始等の休日診療応援に来て頂く医師個人に支払う報酬。定期診療応援医師報酬は、整形外科医師などの平日出張応援に来て頂く個人医師に支払う報酬。出張応援診療放射線技師報酬は、代替技師に依頼する報酬。2節給料、3節職員手当等、4節共済費については、事務職以外の医師や医療技術者等に係る人件費。436ページに移ります。10節需用費2250万円。医薬材料費は、入院患者さんや休日夜間の救急患者さん用の医薬品全般、注射液、ワクチン類、血液、酸素など幅広く支出する予算。12節委託料4

189万8千円。医事業務委託料など全21業務委託料であります。最低賃金の増額に伴う管理費の増、資材費等の高騰による増などの理由より増減をしております。詳細につきましては、別冊の委託料一覧表をご参照願います。13節使用料及び賃借料72万円。対前年度比112万2千円減額となっておりますが、令和4年度まで支出していた血液検査等の検査スピードを上げる機器であります多機能小型自動分析装置借上料が支払い期間満了になっておりますので、予算額が減っております。18節負担金補助及び交付金3799万7千円。対前年度比対比1943万6千円増加しておりますが、主な理由は、退職手当組合負担金の予算が、対前年度対比で1823万8千円増えたことによる増加であります。438ページに移ります。2目施設費、10節需用費50万円。医療機器の修繕予算です。440ページに移ります。1款1項公債費、22節償還金利子及び割引料の予算計上については、過去において医療機器の整備をした際、借入した過疎債、合わせて5本の町債元金及び利子の支払い予算。

次に歳入の説明をいたしますので、426ページをお開き下さい。426ページ、上から節の内容を説明します。健診等収入2040万2千円。会社や個人の健康診断、ワクチン接種料金などの収入予算。入院診療収入7117万5千円。前年度同額の予算確保を目指し計上しております。外来診療収入8712万円。令和4年度における外来患者数や収益等を総合的に考慮いたしまして、積算予算計上しております。使用料35万円入院患者さんから頂く病衣使用料の収入。手数料75万円。診断書や証明書発行料の収入。委託料収入300万円。恵寿荘入所者の定期回診等健康状態管理のための医師派遣収入。道補助金2159万6千円。診療所医療技術職員などの人件費を対象とする電源立地地域対策交付金収入を診療所事業特別会計において予算計上するもの。一般会計繰入金1億4544万4千円。診療所事業運営にかかる収入支出の収支不足分を一般会計から繰入するものでありますが、本年度繰入金額が大きく増額となっている主な理由につきましては、退職手当組合負担金、光熱水費や燃料費の増額に伴い増加となっております。国保会計繰入金1億3369万8千円。国保会計を経由して国保特別調整交付金を収入する予算。繰越金100万円。前年度同額の100万円と致します。雑入67万5千円。自動販売機の設置料収入などであります。

以上が、議案第23号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第10 会議案第1号

○議長（荒木正光君） 日程第10、会議案第1号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第17号から第23号までの7件については、新冠町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議会としてこれを慎重

審議するため、議員全員で構成する令和5年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会を設置し、議案第17号から第23号までを付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号から第2号までの7件は、ただいま設置されました令和5年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、ただいま設置されました令和5年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会においては、正副委員長を互選し、後刻報告願います。

◎閉議宣告

○議長(荒木正光君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後3時9分 散会)

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員